

平成 27 年 3 月 12 日 (木曜日)

平成 27 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成27年度当初予算審査特別委員会会議録第2号

平成27年3月12日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	及川幸子君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	小野寺久幸君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参事
(農林行政担当) 阿部 明広君

建設課長 三浦 孝君

建設課技術参事
(魚集事業担当) 宮里 憲一君

危機管理課長 佐藤 孝志君

復興事業推進課長 及川 明君

復興用地課長 仲村 孝二君

復興市街地整備課長 沼澤 広信君

上下水道事業所長 羽生 芳文君

総合支所長
兼地域生活課長 佐藤 広志君

公立志津川病院事務長 佐々木 三郎君

総務課長補佐 三浦 浩君

総務課財政係長 佐々木 一之君

教育委員会部局

教育長 佐藤 達朗君

教育総務課長 佐藤 通君

生涯学習課長 及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助君

事務局長 芳賀 俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦 清隆君

農業委員会部局

事務局長 阿部 明広君

事務局職員出席者

事務局長 芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長 三浦 勝美

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。

本日より平成27年度当初予算審査委員会を開催いたします。

私は、本委員会委員長に就任いたしました菅原でございます。皆様にはよろしくお願ひをいたします。

なお、委員各位には活発な委員会を期待しておりますとともに、スムーズな運営にご協力を
お願ひ申し上げて挨拶といたします。

ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年度当
初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を求め、その後、質疑、討論、採決
と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入
歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配布しております平成27年度当初予算審査特別委員
会審査予定表を参照いただきます。このことについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたし
ます。

それでは、議案第50号平成27年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

各担当課長から細部説明をいただきますが、個々に指名いたしませんので順次挙手の後、説
明をお願いいたします。

また、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、平成27年度南三陸町一般会計予算歳入の審査を行います。

1款町税、14ページから15ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、まず初めに1款の町税の説明に入る前に、議決予算でございますので議決予算に
係る部分のご説明を申し上げたいと思います。

2ページの議案書の部分をごらんください。

一般会計当初予算歳入歳出それぞれ522億5,000万円でスタートすることになりますけれども、昨年の当初予算が398億5,000万円でございましたので、124億円加えた予算になってございます。増減率で31.1%ふえてございます。

また、予算を通常分と震災分に分けますと、通常分が72億5,800万円、13.9%、震災復興分が449億9,200万円で86.1%、こういう割合になります。

また、予算総額に占めるいわゆる投資的経費の割合、390億円含まれてございまして、全体予算の74.7%が投資的経費になります。

3ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算、各科目の構成比を申し上げます。款の合計です。

1款町税2.0%、2款地方譲与税0.1%、3款利子割交付金から5款の株式等譲渡所得割交付金は0.0%、6款地方消費税交付金0.4%、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金0.0%、9款地方交付税22.3%、10款交通安全対策特別交付金0.0%、11款分担金及び負担金0.1%、12款使用料及び手数料0.1%、13款国庫支出金、14款県支出金5.9%、15款財産収入0.3%、16款寄附金1.2%、17款の繰入金53.1%、18款繰越金0.2%、19款諸収入0.6%、20款町債3.6%、合計100%でございます。

6ページをごらんください。

歳出1款議会費0.2%、2款総務費5.0%、3款民生費4.0%、4款衛生費2.8%、5款農林水産業費2.4%、6款商工費1.1%、7款土木費1.0%、8款消防費0.9%、9款教育費1.9%、10款災害復旧費11.6%、11款公債費2.3%、12款復興費66.7%、13款予備費0.1%、合計100%でございます。

次に、9ページの第2表債務負担行為でございます。

当初予算で、15の事業につきまして債務負担行為を設定させていただきました。個々にご説明申し上げます。

排水設備等整備資金融資あっせん事業、これはくみ取り式の便所とかあとは浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続するものに対しまして、その改造経費につきまして資金の融資あっせんをすることによりまして、水洗便所の普及促進と生活環境の改善を図る。その内容の事業でございます。融資あっせんに係る利子について町が補給する内容でございます。

整備資金の償還につきましては、融資を受けた月の翌月から60カ月以内において毎月元金均等償還の方法により金融機関に返済する内容です。60カ月ですので、5カ年間の債務負担と

なります。整備資金の融資額は1戸につき100万円以内としてございます。

次に、東日本大震災営農再開支援資金利子補給、これは被災を受けた農地を復旧する地区におきまして、営農組合が営農再開する際の運転資金といたしまして、初期投下の負担軽減のために南三陸農協が貸し付けを実行する資金について利子補給する内容です。

対象者は営農組合となります。貸し付け期間は1年間でございまして、最長5年まで毎年度更新することが可能となります。貸し付け限度額につきましては、1,000万円でございます。なお、利子補給の内容でございますが、貸し付け金利、全体で3.7%、農家が0.7%負担、農林中央金庫が1.0%、JA南三陸が1.0%、町が1.0%を負担する内容でございます。

次に、東日本大震災農業経営安定資金利子補給、これは大震災により被災を受けた農業者が農業経営の維持安定のために、地域農業基盤の拡充、それを図ることを目的とした資金に対しまして利子補給をする内容です。

償還年限は12年以内でございます。貸し付け限度額は3,000万円、貸し付け金利は、全体が1.975%、そのうちJAが0.738%、町が0.737%の利子補給、末端金利につきましては0.5%となります。

次に、中小企業振興資金利子補給、南三陸町の中小企業振興資金融資あっせん条例に基づきまして、事業資金の融資あっせんを受けた中小企業者に対して資金の利子の一部を補給する内容でございます。

利子補給の対象につきましては、平成27年4月1日から28年3月31日までの間に融資あっせんを受けたものについて発生した利子額といたしてございます。事業資金の限度額は1中小企業につき1,000万円でございます。

続いて、中小企業振興資金融資損失補償（平成27年度貸付分）でございます。宮城県信用保証協会が南三陸町中小企業振興資金融資あっせん条例に基づいて債務保証を行い、当該融資あっせんによりまして保証協会が損失を生じた場合に、その損失を補償する内容でございます。

次に、応急仮設住宅の敷地借上料でございます。原契約が満了するということもありまして、引き続き当該用地を応急仮設用地として賃貸借契約をするものでございます。

契約団地数は36団地、対象人数は61名でございます。引き続き2カ年度間、契約を更新する内容でございます。

次に、環境基本計画策定支援委託業務、これは長期総合計画の策定にあわせて環境基本計画の見直し、策定をする必要がございますので実施する内容でございます。総事業費を

1,640万円と見込んでございます。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定支援委託業務、これも長期総合計画にあわせまして一般廃棄物処理基本計画の見直し、新規に策定する内容でございます。総事業費を530万円と見込んでございます。

次に、事業復興型雇用創出事業助成金、これは東日本大震災発生時に町内に住所を有していた方など採用時に失業状態であった方、これを雇い入れた事業者に対して一定額を助成する制度でございます。

交付決定、1人当たり最大225万円でございますが、3カ年にわたり支援する内容でございますので債務負担行為として設定いたします。今回20名を想定して債務負担行為を設定してございます。

次に、新規に神割崎キャンプ場等施設指定管理委託料、平成26年度において指定管理者が辞退したために、新年度から新たに債務負担行為として5カ年間設定する内容です。全体の事業費を3,200万円、ほぼ単年度800万円の指定管理料の予算計上となる予定でございます。

次に、文書ファイリングシステム導入支援委託業務でございます。これは、新しい庁舎建設の基本計画をもとに新しい文書ファイリングシステムを導入する内容でございます。庁舎の完成から文書ファイリングには一定程度安定的に稼働するまでの間必要ということで、平成30年度までの定着の指導を行う内容でございます。総事業費を1,300万円と見込んでございます。

災害公営住宅整備事業（志津川中央地区）でございます。志津川中央地区の災害公営住宅の建設に当たりまして、この事業に関してはURに建設業務を委託しまして、完成後に町が買い取る方式でございます。

なお、今回の債務負担行為につきましては、24年の3月定例会、この段階で設定した内容につきまして、事業の進捗見直しによりまして追加提案する内容となってございます。限度額を55億9,226万円ということでございます。歳出の予算化につきましては平成28年度、平成27年度につきましては契約のみの予定でございます。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、これはがけ地近接等危険住宅移転事業のうちに年度末における補助申請の時期と交付時期が年度をまたがる、そういう関係もございますので、交付手続が単年度を超える、そういうことが想定されることから債務負担として設定いたします。今回、申請が27年度内と移転完了が平成29年になる件数を75件と見込んでございます。

防災集団移転促進事業用地確定測量業務委託でございます。防災集団移転促進事業と道路事

業、それと災害公営住宅整備事業の実施に伴いまして、用地の確定測量がそれぞれ 2 カ年度をまたいで行う内容でございます。5 つの団地分を想定してございます。

最後、防災集団移転促進事業移転費補助金でございます。建物の完成時期がおくれまして、土地及び建物の移転登記のおくれ、それもございますので、年度内の事業完了が見込めないために単年度を超えることが想定されます。したがって、債務負担行為として設定させていただきました。

具体的な内容につきましては、志津川の西団地が30件、中央団地が 5 件、伊里前団地 7 件ということで42件分を見込んでございます。

以上が債務負担の内容でございます。

次に、第 3 表地方債、今回11事業に対して地方債を起こす予定でございます。

まず、災害援護資金の貸付事業につきましては、これは27年度行ってございますけれども、上限額350万円の貸し付けを25件想定して予算措置してございます。

続いて、社会福祉施設整備事業、これは伊里前地区の子育て拠点施設整備を行うに当たりまして、合併特例債を発行する予定でございます。

公営住宅建設事業につきましては、志津川の 3 地区の団地と伊里前団地、戸倉団地の財源として公営住宅整備事業として発行予定でございます。

道路新設改良事業、これは町道寄木線、この復旧作業を行うに当たりまして、事業確保のために合併特例債を充当いたします。

防災対策事業、これは防火水槽と消防ポンプ積載車の購入に充てる財源でございます。防火水槽につきましては 3 地区、歳出で出てまいりますけれども、桜葉沢、滝浜、稻淵地区、小型動力ポンプ積載車につきましては、林、馬場、名足、この 3 地区を予定してございます。

次に、学校施設整備事業、これは志津川小学校の校舎及び体育館のトイレ給排水管の改修工事に充当いたします。過疎対策事業債のハード事業分を想定してございます。

次の義務教育事業、これは障害を持つ家庭の受け入れを容易にするために教育支援員の配置に対する財源でございます。過疎対策事業のソフト分を予定してございます。今回ソフト分の発行限度額として8,280万円想定してございます。そのうちこの義務教育の部分について2,400万円予定してございます。

次に、廃棄物処理事業、これはただいま申し上げました過疎対策部分のソフト分でございます。4,000万円を充当いたしますけれども、バイオガス事業の地域循環システムの構築を目指して生ごみ処理の分別収集を行う内容でございます。

健康づくり支援事業、これも過疎対策事業のソフト分でございます。1,880万円でございますが、予防接種の助成と各種がん検診の助成に充てる財源でございます。

臨時財政対策債につきましては、地方交付税の身代わり財源として毎年度発行しております。今年度は2億4,000万円予定してございます。

最後、合併振興基金事業（借換債）でございます。これは平成17年度に借り入れた合併振興基金事業として充当した財源でございましたけれども、当初3億5,900万円借り入れたものを借りかえる内容でございます。10年たちましたので借りかえるということで、当初の利率は2.0%で借り入れておりました。

以上が地方債の説明でございます。

では、執行予算の1款歳入に入ります。14ページをごらんください。

1款町税につきましては、前年度当初と比較いたしますと9.8%全体で増加してございます。1目個人現年課税分でございます。3億3,550万円。個人現年課税分で13.0%前年度当初より増加してございます。内容ですけれども、均等割の調定見込みを2,360万円ほどと見込みまして、収納率を98%と見込んでございます。また、所得割の調停見込みを3億1,900万円ほどと見込みまして、同じく収納率を98%で予算計上いたしてございます。

次に、法人税現年度課税分8,950万円、前年度と比較いたしますと1.7%ふえてございます。均等割課税を2,600万円、税割を6,350万円と調定額を見込みまして、収納率100%で計上いたしてございます。

続いて、2項の固定資産税現年課税分、前年度と比較いたしますと21.2%ふえてございます。土地家屋償却資産、調定額合わせまして4億7,500万円ほどと見込みまして、収納率を98%で予算計上いたしました。

次に、3項の軽自動車税現年度課税分、前年度と比較いたしまして6.0%増でございます。調停見込みを3,840万円ほどと見込みまして、収納率98%で予算計上いたしました。

4項の町たばこ税現年課税分9,300万円でございます。前年度と比較いたしますと、マイナスの22.5%でございます。収納見込みを9,300万円で収納率100%で予算計上いたしてございます。

5款入湯税550万円、現年度課税分ですが、昨年度と比較いたしますとマイナスの16.7%でございます。平成26年度の収納見込みの90%を見込んで計上いたしました。

以上、町税の説明でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入り

ます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

町税についてですけれども、ちょっと確認も含めての質問になるかと思うんですけれども、まず町税に入る前の債務負担行為について 1点だけお伺いして確認したいんですけども、9ページのこれは上から 6 番目ですかね。応急仮設住宅敷地借上料で、2カ年の契約が終わるのでもう2カ年ということだろうと思います。36団地で限度額が1,900万円ということなんですけれども、2年間で1,900万円、36団地で割っていけば、およそ1団地大体これぐらいの賃料でというのが出てくるかなと思うんですけれども、1つ伺いたいのが、例えば高台集団移転で高台に移転する場合、土地の基準額というか評価額というのが年々上がっていくというおよその流れがあると思います。応急仮設住宅の敷地の賃料というのも、それに合わせて見直しがかかっているのかどうか、そこをちょっと 1 点確認したいなと思います。

それから、町税の14ページですけれども、軽自動車税が 3 項で出てまいります。昨年よりも若干税収が上がるという見込みになっておりますけれども、この根拠として税率の改正がありましたので、それに伴うものなのか。それとも、町民の皆さんを持っている軽自動車の数がふえていっているという総数の比較によるものなのかという根拠をちょっともう一度詳しくお知らせいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 応急仮設の賃料でございますけれども、委員おっしゃるように固定資産が上がっているということなんですねけれども、基本的にはその分を反映した単価とはなっておりません。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） では、おはようございます。

私からは軽自動車に関してですが、25年度の最終登録台数が7,374台でございまして、26年度現在の登録台数が7,570台ということで増加しているということで、その部分を見込んだ算定となっております。

それから、税率の改正でございますが、消費税の 2 段階の延期が決定いたしまして27年の税制改正が行われて改正案が発布される段取りとなっているんですが、27年から一部改正だったものを 1 年間延期するという方針が出されておりまして、税率については昨年と変わりがないという状況で積算しております。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点目から。その敷地の借り上げの代金見直しというか、上昇はしていないという2年前の契約と一緒にということのようですがけれども、どうなんでしょう。一般的に考えまして、例えば町民の皆さんにお支払いいただくというか、町に納める分というのは、例えば固定資産税にしても課税対象になる世帯、町民というのはだんだんふえていっています。余り関係ありませんけれども、介護保険とかも例えば上がっていいくと。そういう一定の負担といいますか、これは法律にのっとってすべからく課税したり改正していっている部分だとと思うんですけども、それに引きかえ町からお支払いする分というのが余り変わっていないということであれば、その理由といいますか、当然交渉されたり、契約の内容というのはお話し合いが当然あっての決定だろうと思いますので、その地権者の方とかが災害復旧にかかることだからと快く引き受けてくれたものなのかなと想像はいたしますけれども、公平性という観点からいってそこの考え方というのはどういうおつもりなのかということをちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、軽自動車税ですけれども、総数がふえたことを一定程度計上していると。是正改正による軽自動車税の要は取得する場合の負担の増というのは、1年先送りになるということですね。わかりました。

1点目についてだけ、ちょっとお答えいただきたいなと思いますが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路の占用料の見直しのときにご説明をしたかと思うんですけれども、基本的に今回固定資産の評価がえとかそういう数字を利用しながら、移動があったので道路占用料の額を変更したというお話を多分したと思うんですけども、そのときに都市部においては値上がり傾向であって、地方部において逆に値下がり傾向が見られるので、町の道路占用料もそれに合わせて値下げをするというご説明をしております。

それで、当時4年前ですけれども、お借りをしたときに2年間については無償、それからそれ以降については有償という形でやられております。それで、当時2年目の切りかえをするときに、じゃ、それぞれ固定資産に基づいて1筆ごとに精査をしてその単価を決めたかというとそうではなくて、既存の町営住宅の借り上げ料がございますので、それをもとに単価を決定しているという状況でございます。

本来であれば、それらの土地とほとんどが農地でございましたので農地の価格を比較して、当然そうすればもう少し低い価格であつただろうとは思われるわけですけれども、そこはそういう緊急時でもあるということと、それから突然お願いをしたということもございまして、

そこの精査はしておりません。そういうことでございますので、今回若干の変動があったとしても値上がり傾向には移っていないので、まさかそこで道路占用料に合わせて値下げということもできませんので、現状価格でお願いをしたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 確認ですけれども、1個1個精査していくと例えば土地評価額がもともと低かったりとかした部分もあるし、都市部ではないところの土地の価格が下がっている場合もあるということも含めて、2年前と同じ算定基準にしているということでよろしいですか。わかりました。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番でございます。おはようございます。

税収につきましては、いわゆる町内産業経済の復興度合いのバロメーターと見ていいんだろうと思っております。

そこで、先ほど総務課長説明のとおりそれぞれ伸びておるわけでございますけれども、まさに今確定申告が真っ最中でございます。まだ分析はしていないんでしょうが、いわゆる徐々に年々伸びておるという状況にあって、その背景動向、そういうものがどういう状況になっておるのか。個人町民税あるいは固定資産税、それを含めてその状況、背景をお伺いします。

それから、法人町民税でございますが、いわゆる復興がまさに佳境に入りました、建設業者、大手ゼネコンも含めまして相当町内に事務所を置いて建設事業を行っているという状況でございます。したがいまして、先ほど総務課長説明には1.7%増での計上ということでございますが、いわゆる法人町民税全体に占める割合ですね。何社ぐらいあって、どれぐらいの税割が6,350万円ですか、含まれているということでございますが、どれぐらいのウエートを占めおるのか。

それから、たばこ税でございますが、9,300万円ということでございまして、前年度が1億2,000万円と、2,700万円の減ということでございます。これまで顕著にふえてというか増嵩しておったわけでございますけれども、ここでがたっと下がっておると。税率の改正か何かあったんでしょうか。それとも、いわゆる町内需要というかそういうものが減少傾向にあるのかどうか。その辺をお知らせください。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、まず1点目から。ご存じのとおり確定申告真っ最中ということでございまして、所得の全体的な動向等はまだ見えてこないものがございます

が、町税、特に個人町民税の状況といたしましては、現年分で22年度震災前との比較で83%ほどに26年度の所得が確定したということで上昇してきております。昨年より相当伸びが出ていると見ております。予算額比較でも22年度との比較では、82.2%ということで8割を超えるような状況になってきているということになります。水産業等の持ち直し、給与所得等の増加等が上昇の主な要因となっているということでございますが、また一方で一時的な収用や譲渡による土地の収入、譲渡所得等の判定において、今まで非課税だった世帯が均等割課税になったりという一時的な要因等も発生しておりますので、今後とも注視していかなければならぬのかなという思いでおります。

それから、2点目の法人町民税でございますが、伸び率は総務課長が申し上げたとおりでございますが、好調の要因といたしましては、均等割の税額が全体として伸びております。現在350ほどの法人登録がありますが、そのうちの25%が市外分割法人ということでそちらからの税収でございますが、やはり全体の均等割でも25%を占めるぐらいの割合に上昇しているということで、大手の建設関係会社とかそれらの登録等がふえたのが主な要因と見てございます。

それから、たばこ税の減の要因でございますが、これにつきましては、卸業者さんが各自治体にたばこを卸す際に課税されるのがたばこ消費税ということで、町の消費が配分されてくるということでございます。卸業者の申告によって納税されるということでございますが、要因として昨年9月ごろになりますか、コンビニエンスストアが相次いで撤退しているという部分があって、その消費の落ち込みが影響しているものと考えております。今年度の見込み、25年の4月が一番多かったのでございますが、おりてきているということもありまして、その辺を加味した予算措置となっております。

それから、済みません。答弁漏れが1つあります。固定資産税の状況でございますが、固定資産税はなかなか土地が回復していないということで、まだ震災当時の6割程度になっているのでございますが、償却資産が震災前は1億円に届いていなかったものが、償却資産の税額だけで予算額ベースで見ますと1億7,000万円ほどになっておりまして、あとは新築家屋ということで家屋も相当伸びてきているということで、各比較では26年度の比較では予算ベースになるんですが、土地は16ポイント上昇しております。家屋は10ポイント、償却資産は38ポイントの上昇ということで、償却資産の伸びが大きく予算に影響しているという状況になってございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 個人町民税、大体8割ぐらいの22年度を平年とすれば8割ぐらいの回復というかそういう状況であると。特に、水産業、当然給与所得が相当ウエートを占めますから、その分が顕著であるということでございますが、それから一時所得ですか、いわゆる土地の買い取りとそういうもので一時的な所得がふえておると。

それで、課長、いわゆる震災による損失控除がこれまで2年か3年継続されて適用されていましたと思うんですが、その辺というのはどういう状況に現在なっておるのか。

それから、法人町民税、いわゆる市外分割法人が多いというほとんど建設業なんだと思うんですが、その辺はどうでしょう。いわゆる何社ぐらい入っておるんですか。今その建設業者で町内に復興事業という形の中で。

それから、たばこですか。25年をピークに落ちておるという現象。コンビニ、やっぱり折立なんでしょうかね、影響。閉めたというのは折立という意味なんでしょうねけれども、そういうことですか。また回復しましたから、いわゆる仮店舗だそうでございますが、また開店しましたので、恐らく年度中にはまた補正があるのではなかろうかと思いがいたしております。

それから、固定資産税ですが、償却資産が相当伸びておるという現状、まさにそのとおりなんだろうと。特に、船舶、いわゆる漁業に関するそういう償却資産が多いんだろうと思いますが、その辺どうなのか。もう一度、ご答弁願います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず、町民税に関して損失の控除でございますが、これは次回28年の申告まで23年から5年間でございますので、継続されるということでその影響を今後見ていかなくてはならないという部分でございますが、所得が一定程度以上の方はもう使い切っておりますし、町税に与える影響としてはそう大きくはないのかなと現時点では考えております。

それから、法人町民税でございますが、資産規模が大きくて町民税の均等割の当町での最高額は41万円なんですが、それを昨年度納付されている事業所数としては21社ほどございます。建設関係では、昨年度の実績でいいますと13社ほど建設関係と捉えてございます。

それから、償却資産でございますが、委員おっしゃるとおり大分作業関係での費目の設備投資等に係る償却資産の増加、あとは一部鉄道関係、JR関係の設備等の償却資産等も伸びているということを担当から聞いている状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体おおむねわかりました。

今最後の、課長、JRの償却資産というのはどういう。後ほどでも結構ですけれども、いずれにしましても税収の増嵩というかその動向につきましては、いわゆる今後我が町が復興していく過程におきまして、一つのバロメーターという形になろうかと思います。なかなか現状況の中で当初予算に計上する額というのは、非常に難しい判断があるのでしょうけれども、今後まさに現在確定申告中でございますので、いずれそういうものが確定して実態が明らかになるということでございますが、いずれ町民税務課の立場としてまさに課税客体の把握に努めまして、公正公平な課税に努めていただきたいと願って、終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

18ページ……。

○委員長（菅原辰雄君） まだ15ページまでですから。

では、高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。7番です。

町民税について、今水産関係が伸びているということですが、伸びることは大いに結構なことありますが、今年度今月いっぱいぐらい、あるいはまた昨年度あたりから補助事業が切掛けでおるわけでありますが、この雇用事業もこれで終わるんですが、その部分についての減収といいますか、税金の割合はどの程度この数字に反映されておったのか。

それから、固定資産税について今減免がなされているわけですが、その減免の何というか割合といいますか、今後の見通しといいますか、その辺わかれればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 緊急雇用の町税への影響のご質問で、産業振興課として調査した資料がございますので、それに基づいてお答えをさせていただきたいと思います。

今回27年度の緊急雇用予算に縮小になるわけなんですけれども、その影響額として調査を行った部分では、個人町民税で全体で1,190万円ほどの影響額ということで、それがダウンするということで捉えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 町民税でございますが、確かに給与所得の減少が見られるだろうということでございますが、なかなかその数字がどのようにあらわれてくるかというのは難しい部分もございまして、実績等を参考にした積算の内容となっておることをご理解いた

だければと思います。

それから、固定資産税でございますが、27年度は評価がえの年ということで、もちろんそれらを加味して土地等の上昇を算定しておるところでございますが、その減免の実施の状況でございますが、条例改正でもお話ししたとおり、土地家屋の課税免除は継続するという部分でその影響額を見込んでございますし、施設共同利用、あとはものづくり特区等の免除が継続されるということでそれらを見込んでございます。例えば復興特区ですと1,400万円ほどの減を見込んでおりますし、共同利用関係では2,000万円、家屋を入れると2,000万円を超える影響額が出るということを見込んでございます。あとは通常のいろいろな所得による減免とか生保の減免とかですね。そういう減免等を加味しているという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　そうすると、雇用分で1,200万円ほど減収になった数字なんですか、これは。
違うのか。では、答えてもらうかな。

○委員長（菅原辰雄君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）　先ほど申し上げた27年度での雇用減に係る分は来年度の課税ということですので、影響は来年度に及ぶものでございます。来年度は、28年度に及ぶものでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　わかりました。では、影響は1年後といいますか、出てくるわけですね。

今心配するのは、水産業の伸びというものそういう部分が減収することによって、本当に水産業の収入が伸びているのかなという心配があるわけですよ。現状を見ますと、そうそう想定したような伸びというのは期待できるのかなというそういう感があるわけです。その辺あたり、課長は来年度以降、どう見ているかですね。

それから、固定資産税でありますが、この影響。今後の減免分の影響の推移というのは、どういう感じでいくんでしょうかね。もう既に始まっているのでしょうか、これからまた減免される方も多く出てくると思いますが、特に住宅等々の建設がこれからラッシュといいますか混んでくるわけですので。それで、収束していく時期というのもあるわけですが、その辺あたりはどのような推移の見方をしておりますか。

○委員長（菅原辰雄君）　町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）　まず1点目の水産業関係ですが、水産業を含んだ営業所得等の状況ということで、24年度がちょっと突出しておりましたが、25、26は20億円程度の営業所

得で推移しているということで、先ほどの答弁となったものでございます。

全体としては、給与所得が114億円、26年度の現在の数値としてそのような押さえ方をしていますので、圧倒的にその給与所得者の影響が大きいということでございますが、今後その辺の状況も踏まえながら、町税の見込みについては精査していきたいと考えてございます。

それから、固定資産税に係る減免でございますが、いろいろ震災関連ですと平成33年まで云々という部分の制度とかが継続されるということで、その中で数値を積算していくかなくてはならないんだろうと。特に、今回条例で承認していただきました土地の課税免除でございますが、年々利用の度合いが高くなってきておるという部分もありまして、今後は年々縮小してくるものと見ておるというところでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　わかりました。まだ先のことをなかなかこの数を詳細に見通すということは難しいことだろうとは思いますが、いろいろ復興事業が収束していくということになりますと、かなり町の運営に係る部分はこの町税に出てくるわけでありますので、大事なことなんだろうなと思います。そういうことが、税が発生してきますと延滞ということも出てくるのかなと思いますので、今後スムーズな納税に余り障害が出ないような体制に持っていっていただきたいなとそう思います。

○委員長（菅原辰雄君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　おはようございます。今野です。

15ページの、順序が逆になりますけれども、入湯税について伺いたいと思います。

90%の見積もりということで1割減になったわけですけれども、要因としてもう少し詳しく伺いたいと思います。あとは入湯税の現在の残高というんですか、それももしわかれれば。そして、入湯税は目的税ということで、使い道がある程度、観光、たしか防災とか交通安全もでしたっけ、そういうやつに限定されているということですけれども、昨年初め今まで何に使ってきましたのかまず伺いたいと思います。

同じ15ページ、軽自動車税なんですけれども、税というよりも関連でちょっと伺いたいんですが、絵柄つきナンバープレートというご当地キャラナンバーが自動車の部分にも、これは軽の部分なんですが自動車の部分にも来年2016年から何か解禁になるということで、そういった絵柄つきナンバープレートを今のうちからというか今年度のうちから検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 入湯税のご質問でございます。予算の根拠でございますが、26年度の収納見込みを約600万円と見ておりまして、その0.9%を計上させていただいたものでございます。入れ込み人数等が減少傾向にあるということで昨年度も年度途中で補正等の対応をさせていただいた経緯もございまして、今年度その9割を見させていただいたという状況でございます。現時点での入湯税の徴収状況でございますが、1月末で590万円となってございます。

軽自動車税の絵柄ナンバーについては、ちょっと私のほうではまだ把握しておらないところでございまして、申しわけございません。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 入湯税は目的税でございますので、徴収が始まりましてから観光振興基金という新しい基金を設けまして、当初から基金に積み立てでございまして現時点で直接事業充当はしてございません。現在の残高でございますけれども、約2,900万円基金化しております。いずれ一定の基金を積み立てた段階で、特定の観光振興の事業に取り崩して充当する運びになろうかなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 入湯税に関してなんですかね、今入り込み数が減少しているというんですか、これは露店風呂に入っている人が減少しているのか全体的なあれなのか。そこはあれなんですかね、使い道としては、今課長答弁あったように振興基金に2,900万円たまっているということなんですが、私去年もたしか質問したという記憶があるんですけども、こういった使い道を当該事業者にとって魅力的な使い道は考えられないのかということで、改めて簡単に言うと事業者が1人なものですから、ある程度見返り的なものというかそういった使い道も必要なんじゃないかと。これから入湯税をふやしていく上でというか、そういうことを私思っているんですが、そのところはどのような形で考えているのか。今後の使い道なんですかね、もう少し詳しく伺いたいと思います。

軽自動車税の車の一応関連で聞いたつもりだったんですけども、絵柄つきナンバープレートというのは、原付とかでは隣の自治体でも取り入れているみたいですね、当町というかうちの町でも今後というか来年に向けて、今年度は三陸道もオープンというか開通し、人口は減っていっても活動人口がふえる中で、南三陸町を何らかの形でアピールする上で昔町長が言っていた町の営業マンというかセールスマンということを以前多発していましたけれども、そういう状況にも今後ご当地キャラ、当町にはモアイ、タコ、あわせてモアイ顔

のタコでもいいですし、タコ顔のモアイというのはちょっと考えられないかもしないので、そんなことで今年度中から準備していっても私はいいんじやないかという思いがあるんですけれども、今年度組んだ予算の中で歳出にまだ入っていないんですけども、こういった事業に取り組むことができるような予算というのは、この予算書の中で組まれているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 入湯税でございますが、傾向を申し上げたまでで来年度も入れ込み人数が減るということを予想していることではございませんし、今年度並みの歳入を見込んではいるということでございますが、何分課税免除の対象者、ご家族連れが多かったりとか修学旅行生が多かった場合等、そういう部分で税収にも影響があるという部分もありますので、それらを加味した予算措置ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、私の関連で軽自動車税に関連してのご当地ナンバーということでございますが、確かに軽車両、うちでは原付のナンバーを交付しているわけでございますが、もちろん登録数がどの程度になるかという部分もございまして、相当数の在庫ももちろん持っているという状況でございますので、そのプレートに係る経費は予算計上等はしておらないという実態でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 入湯税の当該特定事業者に対しての特例的な使い方ということなんですが、基本的にはその特定事業者に対してその財源を優先的に何かに使うということではなくて、先ほど申し上げましたように町の観光振興全般に使うと。それから、観光客が安全に安心して滞在されたりという部分に、例えば消防機能を増強したりということで、観光全体にわたる政策に使うということが基本的な部分だと思います。当該業者に対しては、消防体制はもちろん水道の安定供給とかあるいはごみ収集とかという目に見えない部分で、町のそういう観光政策予算が投じられておりますので、当分の間はこういった形を継承するということになろうかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 絵柄プレートについて、もっと詳しい説明をいただきたいそうですので。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 絵柄ナンバープレートも普通自動車にも来年度からできるということになるみたいなので、そのことに関して私は質問したんですけども。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほども申し上げましたように、軽車両、原付のプレートは町で判断して作成できるということでございますが、それより以上のそれより上の自動車に関しては、ちょっと町でどうこうできるという部分ではないということで私は考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 多分、私が思うには普通の自動車、県でするあれなのか、町のご当地ナンバーなので。じゃ、そのところを私自身ももう一度詳しく調べて、何らかの形で質問させていただきたいと思います。

それで、入湯税の件なんですけれども、私は見積もりとしては今年度三陸道が開通を見込んで少し逆に多くなるのではとそういう思いがしていたものですから、ちょっとマイナスだったということに関して質問させていただきました。

入湯税の使い道なんですけれども、課長答弁あったように、ホテルの消防とか水の安定的な供給、ごみ収集に関して見えない部分で寄与しているということなんですけれども、実際例えば使い道として、私は、観光地化ではないんですけども、例えば高野会館の保存をする費用の一部負担とかというそういう使い道はできないのかどうか。税法上というか難しいのかどうか伺ってみたいと思います。

ナンバープレートに関しては、私は普通自動車のあれなので県とかそういったやつなのかと思ったんですけども、それだとご当地にならないんじゃないのかという。ですから、町で何らかの形で企画して、それを使っていくというそういうシステムじゃないかと思ったので、この軽自動車税の項目で関連で質問させていただいたんですけども、この場でわからないということでしたら、私自身もう一度にわかかじりじゃなくともう少し詳しく調べてみて、この予算委員会の中かもしくは6月の一般質問でさせていただきたいと思います。

その入湯税に関する答弁だけお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今その入湯税の一部をそういった会館の維持保存等々の費用に充てはということですが、ご存じのとおりその物件は個人の所有物でありますし、一方入ってくる入湯税はこれは公金、税金になりますので、その税金を個人所有物の維持管理にそもそも充てられるかどうかも含めて、しっかりとと考えなければいけない問題なのかなと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありますか。わかりました。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は11時25分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 開議

○委員長（菅原辰雄君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を続けます。

今野雄紀委員に対する答弁漏れがありますので、町民税務課長より答弁をさせます。

○町民税務課長（佐藤和則君） 濟みません。先ほどの答弁漏れ、8番議員さんからの償却資産の関係、大変失礼いたしました。ちょっとメモを見落としてしまいました、JRではありますんで、JRも若干BRT関係であるんですが、東北電力さん、NTTさんの設備関係が大きかったということでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（菅原辰雄君） 大変失礼いたしました。

それでは、阿部 建委員。

○阿部 建委員 町税について前者もいろいろ伺いをしているようですが、私もこの内容について若干伺いをいたしたいと思います。

総務課長説明の中で、震災予算を除いたいわば通常予算が72億何がしという説明がありました。本年予算の2%、この通常予算というのが標準財政規模といいますかそういうものと解釈していいのか。それらが今後人口関係がかなり動いていますので、その内容について伺いをしたいと思います。

それから、個人税が若干伸びていると、昨年よりも。この中ではいろいろ今説明があったようですが、給与所得が恐らくほとんどだろうなと。その関係の伸びがあるのかなと説明もいたしておりますからそうなんだと。1割に満たないのかな。何%か。これが、前者も質問したように、災害前の年と比較して何%ぐらいに回復しているのかなと思いますので、もう一度。税務課長、一生懸命真面目に答弁するけれども、私聞くほうが悪いのか、なかなか忘れるのかわかりませんが、もう少しあはっきりとした答弁をお願いします。

それから、法人税であります。法人税については、いろいろ説明をいたしておりますけれども、かなりの業者が他町村、他市町から入っております。21社ほどですか。その中で、そういう関係。それから、かなりの土木建設がかなりの金額を占めております。そんな中で、もう少し法人税が上がってもいいのかなと思いますが、そこら辺が法人税の内訳、国税の内容について3つ、国に納める、県に納める税金、それから町に納めると。法人税は30何%ですか。その

中で町に入る分が幾らもない。はっきりわかりません。あなたは専門だからわかると思いますので、何%法人税の中から町に配分されるのか。県とこれは3つに入るわけですからかなりの事業量だ。それに対しても震災、何か減免があるのかどうかですね。ないとすれば、もう少し上がってもいいんじゃないかなと思います。

ただ、ここ地元の法人の方々は何百社といいますけれども、かなりの大災害を受けて赤字を恐らく抱えておりますので、それは今何年間くれるといえばあれなんですけれども、認められるのか。3年だったか5年なのか。その内容を伺いしたいと思います。

それから、均等割は一概には言えない。均等割も資本金によって違うんでしょう。資本金によって均等割の金額が違うんです。1,000万円でいえば5万円ぐらいですか。そこら辺が私もその関係だからわかっているんですけども、それ以下、それ以上の会社、相当の大きい売り上げを持っている会社が、大きい資本金を出している会社がその町におろすのは均等割はおろさない。この間の奥村組にも均等割。それは、資本金によってその町に均等割が変わっているんです。だけれども、私はこういうふうに考えるわけですけれども、その辺はどういうものなのか。そういう内容からいけば、大体震災前の6割程度という説明だったのかなと思いますけれども、もう少しぐらい上がってもいいのかなという感じはしますけれどもね。そこら辺の説明をもう一度、法人税の関係について1億円もないんですから。気仙沼市はもう震災前に追いつく。58億円なんですか。60何億ですから、震災前で。そんな内容になっておりますので、もう少し収入が入ってもいいのかなと思いますので伺います。

それから、固定資産税。固定資産税についても、減免措置が今とられておりました。減免措置は何%とられて、これは何年間のものか。5年間で終了なものか。かなりグループ補助などを受け相当の設備をなさっています。建物も多く建っております。震災前から見るととんでもない大きな立派な工場等、設備となっているわけですけれども、それなりに償却の資産も大きい。償却資産、これはお金で見られませんから、数字だけだからね。数字だけですか見られない。それらの内容について、今後の見通しとしてどのようにしていくんだろうなど考えるものですから、課長の所見も含めて今後の動向等について伺いをしたい。

まずもって、そんな3点ほどですか、伺いをいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、通常分の財政規模に関するご質問がございましたので、私からご答弁申し上げますけれども、最初の説明で通常分の予算規模が72億5,800万円と申し上げました。この財政規模は震災前の通常の行政経費総額に大体匹敵する内容でございます。ち

ちょうど平成20年度の歳出予算規模が大体73億円ぐらいでございましたので、震災前の財政規模とご確認まずいただきたいと思いますけれども、そのうち標準財政規模につきましては、平成26年度で54億5,000万円の標準財政基規模でございます。経常的に町が収入し得る一般財源の総額になります。地方税と普通交付税とを加えた額が大体この規模になりますけれども、本来であればこの一般財源総額の中で予算を編成すべきでございますけれども、当然そこには不足財源がございますので、各種特定財源、国県支出金等を用いながら予算編成をしていくという内容になろうかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私から3点ほどでございます。

町民税でございますが、ただいま総務課長が申し上げた通常予算での比較ですと、13.5%ほどを税が占めるということで、これは震災前の状況にほぼする内訳ということでございます。町県民税につきましては、所得の状況を震災前と比較してということでございましたので、若干申し上げますと、課税所得金額でざっくりでございますが720億円ほどあったものが26年度では585億円ということで、8割程度まで所得が戻ってきているということでございます。

それから、法人町民税でございますが、まずもって税率でございますが、法人町民税の税率は法人税割で12.3%でございます。ただし、27年度からは9.7%に下がるということでございます。その辺の影響等も見まして積算させていただいているわけですが、法人町民税では先ほど委員さんからもご指摘あったとおり、均等割額につきましては、資本金の額を基準とされているわけですが、その前委員のご質問でお答えした部分でも均等割の最高額が当町では41万円となっておりますが、そのランクというのが、資本金の額が10億円を超えるもので従業員の合計数が50人以下ということで、分割法人がこれに当たるわけですが、そういった規模の事業者が当町では最高のランクになっているということでございます。

それで、税額の推移といたしましては、法人町民税は震災前と比較しますと204%、2倍になっているということでございます。事業所数等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして360ほどの事業者数となっておりますが、そのうち均等割額の大きい事業者数が20数社ということでございます。

ただ、法人税割でございますが、やはりその年その年の設備投資等で大きく変動するものでございまして、この辺の見込みはなかなか難しいものがありまして、その辺はその傾向等を捉えながら積算しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、固定資産税の今後の見通しということでございますが、先ほども申し上げました

とおり、27年度評価がえということで新たな評価に基づいて賦課が始まるわけですけれども、殊土地につきましては、24年の評価がえの際に一時落ち込んだ土地の価格が相当戻ってきていると。浸水区域等が主になりますけれども、それらを加味した形の賦課ということで考えてございます。

それから、償却資産等については、もちろん年々減価償却されていくわけで減っていくということでございますが、26年度の伸び等を見た形で積算しております、土地につきましては、昨年度より16%ほどの伸びを見てございます。家屋につきましては、新築家屋等の増加ということで9%ほどの伸びを見ているという状況でございます。償却資産に至っては、今年度の課税状況から37%ほどの増加を当初予算で計上させていただいているという状況でございます。

土地の回復につきましては、当然もとの状態に戻るということはない見込んでおりますが、新築家屋償却資産の伸び等を適宜予算等に反映していくことが必要かとは思うんですが、いろいろな不確定要素等もございますので、それはなかなか難しい部分もありますが、適正に適切に予算計上できればと思ってございます。

それから、減免の状況でございますが、委員さんご指摘のとおり共同利用施設等は5年、震災の家屋の減免等4年間プラス2年とかそういう制度ごとに適用年が変わってくるんですが、この復興期においては、それらの影響等も加味しながら予算設定に努めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 いろいろ法人税の割合というか、国、県に町ということなので、私が伺いするのは、現在法人税は何%になっているのかということも伺いしたような気がしますけれども、その中で私の記憶では1.2%ぐらいの町に入るだけは説明がなかったようですが、そのほかはどういう内訳になっているのか。私も勉強不足でわかりませんので。今国では法人税をかなり減額するという国会でも問題になっています。共産党なんかは、いや、そんなことをする必要はない。もっと上げると、いっぱいでも。預金を持っているんだなんてそういうことを言っていますが、その内容について割合をちょっと伺いをしたいなと思います。

それから、固定資産税関係でなくて法人税の41万円と、これは1社でしょう。1社当たり資本金が10億円といったか、そういう会社が現在当町に何社ぐらい入っているのか。そういうふうに均等割といつても5万円もあればそういうふうになっていますから、それが含まれて

いるために法人税が200%、間違いありませんね。なるんだと、震災前の。そういう解釈でよろしいのかどうかということあります。

今後の固定資産税の推移等についてはなかなか難しいんでしょうけれども、私は今後災害減免期間が終わった時点とんでもない固定資産税が出てくるだろうと思って、皆新調するんですから。会社も皆、倉庫だとか会社も新しく建っていると。そこら辺をどう想定して今後どのように課長は試算をしているのかなと。私は相当多くなると。ただし、4年、5年で終わる。でも、まだもう少し延ばしてくれというのが法人の皆さんがそういうなにがあるし国でも考え、そういうものを持っているようありますから、4年、5年というともうそろそろ税が賦課されてくるのかなということですので。もう一回、非常に当町にとっては、税、この自主財源のなにが本当に一番重要な内容でありますので、もう一度伺いをいたします。

それから、赤字。それも私は聞いている。それにも答弁がなかった。法人の場合は、何年間、みんな震災で何千万、何億という赤字を抱えているんです。そのために事業が入ってこない。それを4年間も5年間も食えるんですから、仮に1,000万円の赤字が出れば1億円なんていうのはいっぱいありますからね。1億円以上の赤字の会社が。この震災によって。それがその中で利益を食えるのが何年なんだということ。5年なのか、3年なのか、そこら辺。そのため税収がまだ税に反映がないんだと思っているものですから、1億円にもならない、法人税が。均等割もかなりあるわけだが、それでも200%ということだから悪くはないことですけれども、その辺。何年間。何という表現になるか。私たちは赤字を食う、食える期間と言うんですけども、何年間なのかということです。例えば、1億円赤字を抱えてしまったと、震災によって。5年間で5,000万円は何か利潤を生んだから、あの5,000万円はそこで消滅してしまうのか。それとも、特別に何かがあるのか。その辺です。そういう内容でしょう、税法では何年間であるか。あなたは専門分野ですから、よろしくご答弁を願いたいと。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

勉強不足で大変申しわけありませんが、国の法人税率は30%程度と捉えてございます。法人県民税は5%、市町村民税の法人税割は12.3%ということでございます。増加の率でございますが、先ほど率で申し上げましたが、法人町民税22年度の実績で申し上げますと4,790万円あったものが25年度の決算額で9,800万円ということでございます。倍になっているということでございます。

それから、固定資産税の見込みでございますが、なかなかこれは復興の状況に応じてという部分もございまして、5年、10年先まではなかなか難しいところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、平成33年までの震災の特例による減免等を加味しながら、あとは土地価格の上昇等を見きわめながら予算に反映させていければと思っております。

それから、法人の損失の繰り越しにつきましては、純損失はたしか3年かと思っておりました。なかなか法人税までは守備範囲から外れてしましますので、私の記憶ではその程度と感じております。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 法人税の関係、最後の答弁ですけれども、私は5年じゃなかったかと思ってい るんですけども、3年ですか。それから、それで償還ができない分は翌年度からそれはもう捨てる事になる。生かされなくなってくるわけだ。本当は今課長が答弁した3年間であれば、3年後はあとはもう赤字がいっぱいあって、損失がいっぱいあっても、新たな年度で税が加算されてくるということになりますよ。そういうことの解釈でよろしいですか。恐らく相当の皆さん個人でも青色申告なんていうのは、そういうのが認められておりますから、一番大事な部分ですので、私は勉強不足でわかりませんので、どうか町民の皆さんにはつきりとその辺を説明してあげて。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 繰り越しにつきましては、純損失部分は3年かと考えております。また、これらもう少し精査した中で予算の積算には反映させていきたいと思いますが、その年その年の設備投資等でも税額が変わってくるという部分もございますでしょうから、その辺の見きわめ等も必要になってくるんだろうということで、なかなか限界があるのかなということも感じています。

それから、大変失礼しました。先ほど法人町民税の均等割の最高額41万円と申し上げましたが、そちらの納付の件数でございますが、25年度の実績で21社となっております。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 いま一回お許しを得ましたので、伺いをします。

21社が均等割の41万円、当町に均等割として納入するということなんですか。それで間違いませんか。それだけでも8,000万円になってしまいます。800万円か。800万円だな。そうか。法人税の関係、それははっきり3年、赤字を税で見ていただける分が3年間で締め切りになるのか5年間なのかということですよ。なかなか何億円というこの大震災、一瞬の間に、

私個人のことで恐縮ですが、私も4,000万円ぐらい損している。余り税のほうは任せているから内容はわかりませんが、果たしてその3年ぐらいでもうけはない。もうけるわけがありませんから、普通この辺の会社では。重要なことですので、そこを伺いをしているわけです。そのうちに3年たってもまだ本当は赤字は5,000万円ぐらいあるんだが、あるいは5億円ぐらいあるんだが、それは認めませんよという内容になっているんですから、今は。そこら辺はどうなっているか、もしわかつたら。後で調べても結構ですが、わかっていれば。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 損失の繰り越しにつきましては、後ほど答弁させていただきた
いと思います。

均等割に関しましては、お見込みのとおり21社でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 入湯税、これは私の分野かなと思っておりましたら、後継者ができるのかなと思つて安心して喜んでいるんですが、前年度よりも16.7%の減と、これは26年度の見込み金額600万円の90%を見込んだという説明でありますし、またこれまでの徴収されました金額2,900万円、これは観光振興基金ということで積み立ててあると。前者が基金の使い方の質問をしたところ、課長は1個人に対してのそういう利用は難しいというお話でしたが、振興基金ということでありますから、その所有者の個人的なだけの利用ということになればこれは問題があると思うんですが、観光振興という観点から、町全体の観光の振興に資するという観点から考えた場合には、その基金から利用してもいいのかなとそんなことを思いましたので、その使い方、目的税ですからその使い方に制限がきちっとたわれているのかどうなのか。進行基金の使い方、その辺が決まりか何かであるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、債務負担行為、9ページになるんですが、これは委員長、きょう渡されたこの予定表、ここには14ページと15ページということでうたわれてあるんですが、9ページの質問をしても構わないのかどうか。まずもって、その辺のところを伺いをしなくてはならないなと思うんですが、その辺どうなんですか。

○委員長（菅原辰雄君） それはよろしいです。

○三浦清人委員 であれば、ここには9ページも入れてほしかったなという感じがするんですね。これを見ますと14、15ということになっていて、これ以外はだめみたいな感じがあるので、その辺。

その中で、神割崎キャンプ場指定管理委託料ということで5年間3,200万円、今年度は800万円、歳出にも上げられておるんですが、この800万円の根拠ですね。それと、指定管理、説明ありましたように、これまで管理していた方がいろいろな諸事業があつてやめるということで新たに募集をかけました。その決定なされた団体がありまして、これは後日だと思うんですが、その指定管理についての議案が提案されるものかなということを思っております。それはそれとしていいんですが、この今年度800万円、5年で3,200万円という金額が、指定管理を選定する際に募集要項が出されました。その募集要項の中にこの金額というものが打ち出されておったのかどうか。応募する団体がこの800万円ということをわかつていて申請したのかどうか。その辺のところをお聞かせいただきたい。

○委員長（菅原辰雄君）　昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分　休憩

午後1時10分　開議

○委員長（菅原辰雄君）　おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部　建委員への答弁の保留がありますので、答弁をさせます。

○委員長（菅原辰雄君）　町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）　先ほどお答えしかねました法人税に関する損失、欠損金の繰り越しの年でございますが、9年でございます。私が答弁した3年は所得税法における純損失の繰り越し年でございました。訂正させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君）　よろしいですか。

それでは、三浦委員への答弁をお願いします。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　入湯税の使い方、使途の決まりについてということでございます。

観光振興基金を震災の直前に当町でつくりました。その以前は、そう入湯税の納税額も多くなかったことから一般財源化をして使って來たという経緯があるんですけども、震災直前に、やはり目的を持った使い方のために基金という形が望ましいだろうということで、条例が制定されております。

使い方につきましては、現時点でもこういう使い方というはつきりとした決め方をしているわけではありませんけれども、入湯税の場合、地方税法に定める使い方とそれから町の条例の定める使い方と大きく分かれているんですけども、当町では観光振興、あるいは環境衛生施設の整備、そういういったものに使うといううたい方をしておりますので、今後もその使

い方、条例の内容にのっとった形で使うと。

今までの残が二千数百万円ということでございました。金額が多い少ないということではなくて一定程度やはり基金がたまたまった時点で、ある目的のために使うという検討は必要かなと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 指定管理料の設定と、それから募集の際に応募者への金額の示し方についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

指定管理料、これまで神割崎につきましては、その年によって使用料収入が変動し、震災後使用料収入の落ち込みに伴いまして、指定管理料そのものの予算も600万円から700万円程度のところでの予算をいただいておりました。

今回はそういったことから700万円をベースに考えまして、それに今回初期的な経費としてPR広告経費や、それから大きいものでは、過去のこれまでの指定管理者が事業者が持ち込んでいた資産で運営されていた部分がいろいろございまして、とりわけ代表的なものと軽トラックなんかは必須の用具なんですが、そういったものをリースで事業運営できるような計画で今回公募いたしました。それらの経費を入れて800万円、100万円上乗せして800万円という事業規模で想定しておりましたが、指定管理の募集方法そのものがプロポーザルとして自由な企画提案をいただくために、金額はあくまで目安としてお示しをさせていただきました。これまでの指定管理料の金額がわかる資料とそれからこちらで初期的にどうしても必要な経費に係ります車と修繕料に係る予算をお示ししまして、おおむね800万円が暗示できるような内容で応募いただいたという経過でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 入湯税の基金の使い方、これからお金がもつたまれば具体的に考えていくというお話であります、細かい話になりますけれども、町全体の観光振興という観点から、規模は小さくても全体の観光振興になっているんだという判断をすれば、小さくても小分けに使い方もあるのかなと。何もどんと5,000万円とか4,000万円たまらないと出せないんだということではなく、やはり隨時いろいろな団体がいろいろな企画を立てて実際実行してやっているわけで、補助申請がなければ出さないのではなく、そういったいろいろな団体あるいは個人が町全体の観光振興に携わった場合には、そういったことに対しても補助金を出すというような町の姿勢というのも出していくべきではないかなと、そんな感じで今質問をしております。

具体例を申し上げれば、震災後お店屋さんが点々とできてきたわけです。ごらんのとおり今さんさん商店街等は観光客の方々に大変貢献をされていると。来たお客様にはそういったマップなども印刷をして配布したり、あるいはインターネット等々で発信したりということが活動といいますかいろいろやられているわけですが、しかしながら個人で、あそこは1つのグループといいますか仮設商店街ですからグループで営んでいるわけですが、個々に個人個人が自力でもって補助をもらわないでやられてるお店屋さんも結構あったわけです。そういった際に、そういった方々の所在地あるいは案内などもさんさん商店街とは違ってなかつたわけですね。

そのときに、この入湯税の特別徴収義務者であります当該ホテルの方が、自費でもってそういった個別で営業されている商店街のマップといいますか、案内を印刷して全国に発信をしたと。そういったことに対しても、やはりある程度町行政として、この基金があるわけですからそういった方々にお使いをしていただくということも考えてはいかがなのかなと。特別徴収義務者の当該のホテル、税金だけ納めてさっぱり恩恵がないという、例えば私がその立場になってもそういう気持ちになりますよ。ですから、そういった町全体の観光振興という観点から、マップを作成して印刷して配布するということは大変なご努力というか、そういった方々に対してもやはりこの基金は使うべきではないかなという観点で質問に立ったわけであります。どうでしょうね。そういったせっかくの基金でありますから、生きたお金の使い方にもなるのかなと。それからまた、還元という観点からも大事なことではないかなという思いでいますので。個人の利益のためだけではないわけですから、町全体の観光振興という観点からやられていることに対する出すべきではないかなという思いで今お話しをさせていただいております。

それから、その800万円の根拠が募集要項の中に添付というか、これまでの実績等も踏まえての600万円、700万円、あるいは500何十万円でしたか、前々年度からの町の持ち出し分についての資料ですか、資料は参考資料として出したということです。

問題は、私はこの800万円という町のことし打ち出した金額が申請者が知らなかったのかなということですよ。町では出さないからわかるわけない。この議案書が配付になる前に多分申請申し込みの期限が切れていたというか、同時ぐらいかな。だから、申請する方はこの800万円というのはわからなかつたと。要するに、申請する際の年間の収支計画書などを提出するわけですね。それに見合つた要するに町からの指定料、この800万円ということを基本に収支計画書が出されているわけです。その800万円という町からの指定料がわからないものです

から、わからない団体と言ったほうがいいのか、全員がわからないわけですから、500万円とか600万円とかということで収支をつくったわけですから、だから私はその800万円というのを募集要項に出したのかなという質問になる。もっともわかるわけはないです。わかつたら大変なこと。情報が漏れたということになりますので、わかり得ることは不可能とそういうことだと思いますので、しかしながらうまく上手にこの収支計画も立てる人もいるわけだ。団体もいたわけだ。あとはその件については、歳出で細かい質問はしたいと思います。

これは、追加議案としてあした出るのかあさって出るのか。指定管理の決定をする際にいろいろと質問させてもらいたいと思いますけれども、課長とすれば、今1回目の答弁であつたようにあくまでも参考資料として3段階ぐらいの金額にして分けたと。800万円は申請者は知る由もないということでしょうね。あってはならぬことですからね。くどいようですが。わかりました、その辺については。じゃ、その。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）例えばというところで、商店街のマップなどそういった細かな事業予算にもということでございます。ご案内のとおりおらほのまちづくり事業というソフト事業がございまして、このマップ事業も補助の対象として2年ほど続けて採用させていただいております。そのほかにも若者たちが子供たちを面倒見るようなイベントとか、それから花火大会ということで、全町的なあるいは観光客の方々も楽しんでいただけるようなイベントに対してソフト支援をさせていただいておりますので、ただ財源の出どころとして入湯税が使われたというところではございませんで、他の一般財源を使ってそういうソフト事業をしているという事実はご理解をいただきたいと思います。

ただ、ご指摘のようにこれからちゃんとした使途、使い道をつくって、金額の大小にかかわらず、こういった目的にしっかりと入湯税が活用されていますよという鮮明な検討の仕方については、これからやらなければならぬと考えております。

○委員長（菅原辰雄君）よろしいですか。

ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 私も1つ、2つお願いしたいと思います。

最初に、9ページの債務負担行為の中から東日本大震災の営農再開の支援金利子補給ですか、これとそれから同じ東日本大震災農業経営の安定化資金の利子補給といった中から、この最初の再開のほうの資金というのは1%に相当する額が限度額となっているし、それから資金利子の利子のほうは0.737%ということになっているんですが、これはあれですかね、当町で

この割合というか、各分担する農協さんとか町とかそういった割合というのは、これはどうやって決めているんですかね。この割合というのは、毎年同じとかこれからずっと同じなんですかね。その辺ちょっと説明、説明というか私ちょっと理解不足なのでご説明をお願いしたいと思います。

それから、ページを開いて14ページですか、歳入です。

この中で、町の自主財源となっているいろいろな税の収入が今回前年度よりアップになって、これはいいと思いますが、先ほども同僚委員ご指摘のとおり、たばこ税に関してはかなり落ち込んでいるといった内容でございます。

それで、個人、法人税ともにふえて町の復興も少し見えてきたのかなといった状況も見られますが、この中でたばこ税だけが先ほども指摘ましたが少なくなったというのは、結局町の人口も多少は減っているし、それから健康に対しての皆さんのがういった考え方もあるとかいろいろあると思いますが、大きな原因というのはこのほかにどういったことが考えられるのか。個人の嗜好品ですから一概に禁止とかそういったことはないと思いますが、自然にこうやって減ってくる傾向なのかなと。今まで1億円以上だったのが、急に1億円を切ったような感じで9,300万円ですかそういったことが見られるようなので、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） それでは、1点目の資金についてご説明させていただきたいと思います。

まず、上段の営農再開資金なんですけれども、こちらはJAさんと相談しておりますけれども、隣接の気仙沼市でも圃場整備地区がございますので、同じような設定を考えておりました。こちらは、圃場整備地区の営農組合に限定という形になっております。

それから、下のほうの経営安定資金につきましては、被害を受けた農業者個人の経営安定資金という形で、こちらも0.7%に近いという末端金利といいますか個人負担、法人負担の部分が0.7%に設定するような形にしております。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） たばこ税の減の要因でございますが、さきにもご説明しておりますが平成25年度からたばこ税の税率の変更等がございまして、これは全体の税額が変わったということではないんですが、都道府県のたばこ税と市町村たばこ税の増減がございまして、より多く町たばこ税に配分されたということもありまして、25年度の税収が一定程度伸

びたという背景がございまして、減少の原因ですが、卸売さんの申告納税によるものですのでなかなか細部までを分析するわけにはいきませんが、昨年9月ごろかと思いますが、町内のコンビニエンスストアが2店舗ほど閉鎖または休止するような状況に至ってございます。

町外からいろいろな形でたくさん的人が入ってきて、日中相当コンビニでのたばこの消費もあったのかなということを推測しているわけですが、やはりその2店舗の減少というのが卸売の本数に影響したのかなという推測をしているところでございます。ですので、今後の状況によっては、またふえる要因も出てくるのかという考え方も持つておるところでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　山内昇一委員。

○山内昇一委員。　今ご説明いただきましたので大体わかりました。

それで、最初の債務負担行為の質問の中でですが、今ご説明受けましたが、それで実は気仙沼地区でもやっていると、JAさんとの負担割合ということのお話でしたが、営農組合個人とそれから個人の負担という2つの内容でしたが、実はこういった割合というのは町単位でも変更できるものだと思います。よその町でもやっているからといった話もありますが、それは確かに参考にすることは大変いいことだと思いますが、実情というのはそれぞれその町によって違うと思いますので、私が考えるに、この件について私も何回かお話ししていますが、今被災農家の方というのは大変な状況なわけです。それはくどくどしくお話ししなくともおわかりだと思いますが、その中でもう一押し営農に対して意欲を持たせる。あるいは、営農再開するまでの足がかりとして、こういった補助率といいますか利子の補給等に関しても、他の地区よりももう少し優遇するようなそういった考えがなかったのかな、あるいはできればいいなと思ったわけですが、そういったことで大変厳しい内容で、さらにまた町の負担、支援ということをお願いするような話なんですが、その辺はどうだったんですかね。実情は篤とおわかりだと思いますので、その辺もうちょっとご説明していただければと思います。

それから、たばこのほうなんですが、実はたばこ税といいましても町の非常に大きな自主財源であると思います。そういった中で、先ほど課長説明したようにコンビニ等の減少、あるいはそういったことで販売店の届け出といったことの内容だったようでございますが、私はたばこは確かに健康に悪いということは聞いておりますけれども、例えば今JTの調べによりますと日本人の喫煙人口というのは2,059万人ですか、20%割れということでJTの調査があるようです。個人の嗜好品ですのでいろいろ変化はしてくると思いますが、一ところによりますと、この喫煙率によって肺がんの発生率があるということで健康危険を促すような内容のこともありますが、それを踏まえた上でやはり個人の嗜好も考えてやらなければならな

いと私は思います。

実際当町でも、いろいろ職員の皆さんからあるいは地元で働いている皆さんもたばこを吸っている方もおられます。そういった方がなかなか吸える場所がないと。吸えない人にしてみれば、分煙とかそういうことも必要ですが、やっぱり吸う権利もあるんじゃないかな。そういった中で、今風が吹いていますけれども、そういった外でたばこを吸うとかそういうことの場所。やっぱり火災防止にも、健康被害もありますけれども、火災被害とかあるいはそういうといった吸う人の権利というのも多少は見てやってもいいのかなと。そういったこともちよっとお考えはどうかちょっとお話を願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） この資金創設の経緯について少しお話しさせていただきます。

営農開始に当たりまして町で機械を貸し出すわけなんですけれども、この機械貸し出しに共済基金を掛けてもらうのが100万円ぐらいかかる。あるいは、毎月の燃料費とか雇用等も発生するということで、そのための運転資金が必要ということだったんですけれども、そもそも今回新しくできる組合ですから前年実績がないわけでございます。通常ですと運転資金につきましては、東日本大震災の経営安定資金、これは0.73%ぐらいなんですけれども、あるいは農業近代化資金、これは利子1%以内です。それから、スーパーL資金、こちらも1.5%という低利の長期に使える資金があるわけなんですけれども、こちら実績がない団体ですとかなかなか証書貸し付けが難しいということで、今回つくったのはカードローンのように使える新たな資金ということで、短期間だけ利用できるようなそういう内容でございますので、長期的にはその実績ができた段階でそちらに乗りかえていくと考えております、今回このような設定になったわけでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） たばこを吸う権利、嫌煙権、それぞれごもっともなお話だと思います。現在、庁舎内においても、喫煙する方の環境にとっては逆に外の寒空の中で一定の場所で吸われているようでございまして、大変申しわけないなという気もあるんですけども、それも含めて新庁舎の整備に当たっては、きちんと分煙が室内でもできるような環境整備も図っていくべきなんだろうなとも考えてございます。現在基本設計業務に今入ってございますので、そういった点も盛り込みながらきちんとした分煙の方式を採用していきたいなとは考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 税務課長、よろしいですか。

山内昇一委員。

○山内昇一委員 わかりました。最初の話なんですが、農業関係のことでお話ししているのですが、そういったことは例えば昔近代化資金等の融資がありまして私も借りたことがあります。そういった中では町にかなり援助していただきまして、正直無利子みたいな近代化資金の融資を受けたこともあります。そういったことも踏まえて、今回非常時ですのでそういった特段の配慮といったこともあればなと思ったわけです。そういったことで、もう一押し農家の再開の方に頑張りを出させる意味で考えてもらえばと思ったわけでございますので、その辺の配慮もひとつ今後ともお願ひできればと思います。

それから、今分煙とたばこのほうですが、私も当時、昔は耕作者といいまして葉たばこ生産をしておりました。かなり今耕作者も少ないのでそれはそれでいいんですが、総務課長今回答していただきましたように、やはり吸う方と吸わない方とのやっぱり権利といいますかそういういったことは守るべきだと思いますので、今現在では非常階段ですかね、その辺で吸って大変風の中、大変だなど。ただで吸っているわけじゃないんですから、その辺本当に雨の中、風の中で吸うのもいいとは総務課長おっしゃいますけれども、やっぱり大変ですよ。そういう中で、ゆっくりと安心して吸える場所も町民の方に提供すべき、それからお客様として今震災関連に来るお客様に対しても、吸う場所のないのではそれはもてなしにならないのかなといったことで、やはり簡易なものでいいですから、南三陸斎苑に私当時一般質問でお話ししましたように、酒だのたばこの持ち込みでしばらく休める場所ということで整備してもらいましたけれども、やっぱり新庁舎に対してもそういうことを今後しっかりと考えてもらいたいなと思ってお話ししたわけです。そういったことでは大丈夫ですか、設計のほう。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町民ホール等、かなりのスペースで今回恐らく計画すると思うんですけども、そういった庁舎内のスペースの中に分煙の設備をうまいぐあいに設計の中に盛り込んでいけたらよろしいかなと思いますので、建設課と協議してまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これで1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、15ページから17ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、2款から8款までの細部説明を行わせていただきます。

まず、15ページの最下段に地方譲与税を記載してございます。全体では、地方贈与税は昨年度と比較いたしますとマイナス4.6%の予算計上でございます。

まず、地方揮発油譲与税でございますけれども、今年度は1,900万円の見込み計上とさせていただきました。この根拠でございますけれども、平成26年度の決算見込み額が約2,000万円と見越してございまして、それをベースに地方財政計画、地財対策上の伸び率、これは逆に97.4%と下回ってございますので、その率を見込みまして1,900万円とさせていただきました。地方揮発譲与税は、いわゆるガソリン税の地方分の交付額でございます。

次に16ページをごらんください。

自動車重量譲与税、これも決算見込み額、26年度4,500万円と見込みまして、これを地財対策上、97.4%で推計いたしてございます。

3款の利子割交付金170万円でございます。前年度と同額の見込み計上でございます。

同じく4款の配当割交付金、これも前年度同額の見込み計上でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金、これも前年度と同額の見込み計上でございます。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は、ベースは県税でございます。

6款の地方消費税交付金、消費税率が昨年の4月1日から5%から8%に上がりました。

3%増加したわけでございますけれども、それに連動していわゆる地方消費税率1%から1.7%～0.7%ふえてございます。その関係上、今年度の予算額に対してもふえているといった内容でございます。

7款自動車取得税交付金、26年度の決算見込み1,200万円と見込みまして、これも地財対策上、118%ですから18%増の見込み計上で予算化をいたしてございます。

8款地方特例交付金100万円でございます。

26年度実績で106万2,000円でございましたけれども、地財対策上、99.7%の見込み計上という形をとらせていただきました。

以上、8款までの説明でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1点確認をしたいと思います。

2款の地方贈与税2項の自動車重量譲与税ですか、これは重量税、国が徴収して4分の1を地方へという仕組みになっておるようですが、その案分方法というのはどうなっているんですかね。その辺、説明願いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 自動車重量税収入額の1000分の407ですからほぼ委員のおっしゃる内容でございますけれども、その案分方法ですけれども、市町村道の、町道の延長と面積に半分ずつ案分して各市町村に譲与されるとそういった内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そこで、昨年よりは300万円減額しているわけですが、この防集団地、いろいろ町道等が伸びているのかなと感じるんですが、そういうところも加味しているのかいないのかですね。伸びているとすればこれが伸びてもおかしくないのかなとは思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 基本的な測定単位は、普通交付税で使う道路延長面積が大体同じなのでございますけれども、全体の自動車重量税そのものが増加しないと、なかなか分母の部分がふえないと、末端の市町村までの交付額には追いつかないところでございますけれども、毎年10月1日にその道路延長等の基礎数値の変更がございますが、そのベースが道路台帳の整備が行われていないとダメだということでございまして、まず現在しっかりした形で道路台帳が震災後復旧してございませんので、見通しとしては今後の形になろうかなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、来年にはあるいは変更になるかもしれないという、変更の可能性があるということなんですかね。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路台帳の整備状況でございますけれども、ご存じのように震災で全てが失われて、今わかっている数字は、数字だけが残っているということでございまして図面等が一切ないと。これからその図面の復旧をしなければならないんですけども、ただいま財源を探しているというところでございます。多分1億円前後の費用がかかると考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） したがいまして、現在使っている数値は、震災の前の段階での数値を据え置いて使っている状況でございますので、道路台帳が整備されれば連動して交付税等の基礎数値もふえるという形になります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。15ページと16ページについて地方揮発油税についてなんですか
も、ガソリン税ということで、これは町内でガソリンを入れた人の何か税金だと思うんです
けれども、復興関連でダンプとかのガソリンはこれになるような税金なのかどうか伺いたい
と思います。

あともう1件は16ページ、地方道路譲与税について、これは存置科目だと思うんですけれど
も、21年に道路一般特定財源ですか、その折からかわって先ほどの地方揮発油譲与税にかわ
ったんでしょうけれども、この道路譲与税はずっとこのまま続くのかどうか。その続く意味
というかなんか私はわからないので、そこの2点を伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、1点目の揮発油税の関係でございますけれども、先ほど申し
上げましたとおり揮発油税そのものはガソリン税、国税でございますので、そのうち揮発油
税、国税の部分と地方揮発油税、あわせてガソリンを購入者が負担しているという全国でプ
ールした財源でございますから、全体では1リットル当たり53.8円だと思います。ガソリン
税、そのうち地方揮発油税としては5.2円、リッター当たりでございますので、これを全国で
国で収納した地方揮発油税をこれも市町村道の延長と面積に応じて譲与されると。譲与税の
約42%が市町村に交付される内容でございます。町内で入れる入れないにかかわらず、国税
収入でございますのでそこら辺は連動はしてございません。

次に、地方道路譲与税の関係ですけれども、前段の部分については今野委員のお話のとおり
ですけれども、過年度の分の精算ということで入ってくる可能性がまだあるということで、
存置として計上させていただいてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、ガソリン税というかそれは算定基準がここで入れたのとは関係なく、別
の算定基準ということで配分になってくるということでわかりました。

それで、存置科目なんですけれども、21年からことしまで当町には入ってきたというかそ
の可能性というか、入ってきた実績のようなものがあるかどうか聞いて質問とさせていただ
きます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 21年度は900万円ほど収入ございましたけれども、22年度以降、基
本的には収入されておりません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 9款地方交付税でございます。町の根幹をなす財源でございますけれども、国では地方財政計画で27年度、16兆7,500億円ほど見込んでございます。昨年度と比較いたしますとマイナス0.8%でございますけれども、町でも独自の試算方法に応じて普通交付税額をまず算出してございます。まず、基準財政需要額の見込みで50億7,900万円と試算をさせていただきました。それに対して基準財政収入額を17億3,000万円ほどと見込みまして、差し引き33億5,000万円という見込み計上をさせていただいてございます。これは、26年度当初と比較いたしますとマイナスの3.7%の予算計上でございます。

また、特別交付税につきましては、前年度と比較いたしまして16.7%増の2億1,000万円で計上いたしてございます。震災復興特別交付税80億6,900万円でございますが、前年度と比較いたしまして22.3%の増でございます。これは、5社40事業に代表される復興交付金事業、それと災害復旧事業費のいわゆる補助金の残、補助裏分を全額震災復興特別交付税で見ていく関係上、その事業費が計上されると連動で震災復興特別交付税もふえていくとそういった内容になってございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款地方交付税の質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款……、収束を宣言しました。ちょっとお待ちください。

○阿部 建委員 見えなかったのはこれは仕方ないから、これは打ち切ったということなのか。質問を許すのか。どちらにするのかということなんですかね。地方交付税、非常に重要な問題。これに質問がなかつたら、あと何も質問ありませんよ。それでいいなら許してもらいたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） わかりました。2名の挙手があったので、質問を許可いたします。

それでは、阿部 建委員。

○阿部 建委員 地方交付税、非常に本町にとって一番大事な歳入の重要な部分、中枢部分であります。そのような中で、本年度は116億何がしという金額であります。そうですね。

それで、災害復興特別交付税80億6,900万円ですか、これが今の説明だと補助枠のほぼ全体を見込んだんだという説明ですけれども、その金額で最終年度です。ことしへ復興の最終年度、これで本町の復興が全部なし得るのかどうかですね。その辺あたりをどのように考えて

いるのか。枠があるからということなのか。そこら辺はどういう試算のもとにこの金額をはじき出したのか、そこら辺。

それから、今までにこの震災復興特別交付税が過去4年間、一体幾ら本町に交付されてあるのか。合計金額ですね。当初この南三陸町を復興するには3,000億円とも4,000億円ともそういうことがあって、先日町長からそれは国の分も含め、県の分も含め、全てを含めればそうなるんじゃないかと。本町の分とすれば、それだけではそんなにかかるないという説明がありましたが、果たして自分で計算すればわかるのかもしれません、できればその累計額が幾らになっているのか。そして、これでほぼ完了するのかということですよ。

まずもって、その2点について伺いしたいと。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 私の答弁で足りない部分は企画課長が補足すると思いますけれども、当初予算に反映している震災復興特別交付税は、復興交付金の事業にしては11次の決定事業部分まででございますので、当然年度間を通しまして今後予定されている復興交付金事業の決定を見て、その補助裏分の財源については震災復興特別交付税を補正計上することになりますので、現段階で全額載せているという状況ではございません。

それから、26年度の震災特交につきましてはまだ3月交付が確定してございませんので、25年度までの交付増額を申し上げますと157億円でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私からは交付金事業の部分についてお答えをさせていただきますが、きのうの回答でも申し上げましたが、平成27年度、ラスト1年で大体当町で未申請額180億円から200億円ぐらいと推計しております。これは、これからヒアリングを経て実際に交付金がつくかというところでもございますし、それから既に11次までについているお金で27年度に工事費に充てるというのもございますので、一概にまだやっていないものを最後の1年間でみんな片がつくかということになると、なかなかそこは難しいのかなと思いますが、金額、交付金というベースで考えれば200億円近くがことし1年でとりに行くと。年度内にどれだけ着工にこぎつけられるかということになりますと、現時点では明確に半分とか7割とかというのはちょっと申し上げにくいところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 ただいまの説明だとまだ確定にもなっていないと。昨年も予算では未確定だったのか、最終的には28億5,000万円のマイナスになっているということです。そのようなこと

で確定はなっていないと。今までの金額、27年度まで幾ら税金で特別交付税がなされたんだろうなということも伺いしているわけだ。157億円。それだけですか。今までに震災復興特別交付税が最終的には幾らで、今年で終わりですから幾ら一体かかるんだろうなど、今現在計画している内容が。200億円ぐらいということを今総務課長は話しました。企画課長も話しましたが、それさえあれば計画どおりに復旧復興ができるんだけど、そういうことなのかということですよ。

それから、今までに4年間特別交付税を受けています。その累計額が幾らになっていますかと聞いている。そういうことについては今説明されていないのではないかと思うんですが、その157億円というのがちょっと意味がわからなかつたんですがね。そういうことがわかりますか。質問が下手ですのでよく上手に聞いてもらえば。いいですか。もう一回言いますよ。今まで4年間で特別交付税は累計で幾らもらったのか。当時は、町の分だけでも2,000万円ぐらいはかかるのかなと私は思っていたんですが、全部合わせていろいろ当時は想像もつかないような現状でありましたので、なかなかそれを金額をはじき出すことは難しかった。しかし、廃棄物の関係などかなり当初予算よりも減額をされていると。そんなことで、果たして一体完了するに、今計画しているものを完了するにどの程度工期にかかるのかなということです。わかりましたか。ことしで終わりなんですから、復興交付金は。もう一回。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 26年度の交付見込み額と27年度の当初予算見込みで、震災復興特交は、全額合計いたしますと287億円程度と見込んでございます。また、震災復興特別交付税については、とりあえず5カ年間の集中復興期間に約束されている財源でございますので、来年度以降の部分についてはまだ概算要求等も行ってございませんので、総務省から一定の見解が出るまでなかなか不透明なところがあろうかなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 私が言っていることがわからないのかな。とにかく26年度、27年度を聞いてい るんじゃないんですよ。今までの分、累計で。累計でそうなんですね。23年度から。23年度からで合計が287億円ということですか。そうすると、5年間で287億円という考え方でいいんですね。確定していないから今年度も補正なんかで調整はされるんでしょうが、計画をなさっている工事がこの復興交付金で完了することができるのかどうかです。時期は別にしてですよ。時期はこれは伸びますからね。工事がおくれているから。金額でいいです。金額でどうなのか。できれば、この進捗率のことは前にも私も聞きましたが、その復興交付金基金

に積み立てていますね。この前も言いました。全国的にまだ4割しか使っていないんですから、今までの復興交付金のね。本町ではどの程度、何割基金に積んで、何割消化しているのか。支払いが済んでいるのか。何割支払いが済んでいて、いろいろ繰越明許、それは県からのUR等の支払いもありますが、その辺わかりやすくひとつ説明していただきたいなと、これを。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）実は、きのうも同じ数字を申し上げたつもりですが、改めましても一度説明をさせていただきます。

復興交付金と特別交付税は別なものでございますので、まずここを切り離してお考えをいただきたいと。1,000億円の事業をやるのに、今までのルールだと1割地元負担ということなので、900億円は国から来て、100億円地元持ちというところを全額国費で持つと。ただ、全額1,000億円国費というわけにはいかないので、その100億円を特交で後から見ますというのが大きな仕組みになっております。

ただ、その5省40事業さまざまあるんですけれども、その事業ごとに見ますと必ずしも90%補助というものだけではなくて、例えば災害公営住宅なんかはもう少し補助率が悪くて、その分家賃収入で補ってくださいよという考え方になっているので、一律1,000億円の交付金事業をやったからといって、そっくり900億円単純に交付税で返ってくるというものではございませんので、まずそこをご理解いただきたいと。

それから、きのうも申し上げましたが、全体で1,080億円ぐらいの工事費だろうと今見込んでおります。現在、契約額という部分は、そのうちの70%ぐらいまで足しているというところでございます。あと30%ということになりますが、何度も申し上げますように、最後の平成27年度1年間で予定どおりというのは非常に難しいかなというところでございます。

ただ、お金がつけばあとは時間の問題でございますので、そこは昨今国でもアナウンスしておりますように期間の延長も含めて大幅に被災者、被災地側に立った考え方をされておるというところでございますので、お金さえつけばあとは時間をいただければ予定どおり工事ができると考えております。

○委員長（菅原辰雄君）阿部 建委員。

○阿部 建委員 私もちょっと勘違いがあったもので、全てが震災復興特別交付税が充てられるのかなと思った。そのほかにもいろいろな復興関係予算がありますので、1,080億円ということではほぼ計画どおりというのかそんな考え方でよろしいですか。工事の関係ね。わかりまし

た。そうですか。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃ、委員長の温かい采配のもと、地方交付税について2点伺いたいと思います。

まず第1点目は、地方交付税の算定方法というかそれについて、私全然というか余り詳しくないので、この算定方法は専門的でありかつ複雑であるということをもとに若干わかるようにお聞かせいただきたいと思います。

基本財政需要額というのは、各費目の測定単位の数値に単位費用を乗じ、さらに補正係数を乗じて算定する。それが何かその算定方法が極めて専門的であり複雑であるということで、そこで標準団体という何か表示がありまして、人口10万人、面積160平方キロメートル、世帯数3万9,000世帯、道路延長500キロメートルが合理的かつ妥当なということで、いろいろそれをもとに算定ということなんでしょうけれども、当町でこの基準団体への算定というんですか、幾らぐらいでそれらを算定しているのか。そこをまず第1点、伺いたいと思います。

そして、第2点目は、よく人口のあれで算定すると一般的に思われたんすけれども、私先ほどの部分も見えたので聞くんですが、そこで国調での算定ということなんでしょうけれども、間もなく迫る国調で、何か新聞報道によると震災以前の人口にもなるような雰囲気の報道もあるものですから、当局というかそちらで現時点でのどのような状況というか情報が入っているのか。

以上、2点伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 地方交付税、普通交付税の算定方法については、今野委員のご指摘のとおり複雑怪奇という状況でございますけれども、根拠は地方交付税法に算定方法が明記されてございまして、標準団体というのが議員ご指摘のとおりです。人口がまず10万人で、面積が160平方メートルあると。その標準団体の経費に今各市町村まちまちでございますけれども、それを数値的に置きかえた状況でまず基準財政需要額というのを見ていかなければいけません。それには消防費とか費目ごとに全部積算方法がございまして、一番は人口の測定単位が多いんですけども、そのほかやっぱり同期とは道路延長とか面積も使って算定をしてまいります。それらの経費を全部積み上げたものが、標準的な団体としての1年間の行政経費という形になります。これが基準財政需要額でございます。

一方、基準財政収入額につきましては、これも地方交付税法の一定のルールに基づいて、標

準的な団体が収入し得るであろう町税の収入、これを全部積算して積み上げます。それに交付される譲与税等の金額を合計したものが基準財政収入額、経常的にに入る一般財源の総額をいいます。その収入額と需要額の差額、需要額のほうが多いければ財源が不足とみなされますので、その差額分を普通交付税として国から交付される仕組みになってございます。

震災前は、女川町は需要額のほうが多いが収入額より下回ってございましたので不交付団体でございましたが、現在宮城県では全団体が交付団体となってございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の説明なんですけれども、私が聞いたのは標準団体の項目の当町で人口、面積、世帯数、道路延長、それで何キロで計算したかというそこの数字をお聞きしたかったんですけれども。

そして、あともう1件は国調での算定基準というかそこの2点をお聞きした。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 済みません。算定台帳が今手元にございませんので、ちょっと道路延長面積は今申し上げられないんですけれども、人口については平成22年国調を用いてございます。ちょっとお待ちください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長、時間がかかるのであれば、暫時休憩しますが、大丈夫ですか。

○総務課長（三浦清隆君） 恐れ入ります。わかります。1万7,429名で算定してございました。あとは、2点目の次年度以降の算定に減少した人口の部分の反映の部分でございますが、まだこれも新聞報道で言われている内容でございまして、現実としてまだ受けとめてございませんので、来年度から合併の算定がえが徐々に終了していくことを見込みして、当然普通交付税も算定しなければいけないと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、9款地方交付税の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤清喜委員が退席しております。

山内昇一委員への答弁の修正があります。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど禁煙の関係でご質問があった際、私は庁舎内に分煙の設備を一定程度考えたいというご回答を申し上げましたけれども、実は昨年の12月に宮城県の健康推進課から受動喫煙防止ガイドラインというのが出されまして、法的に制約はございませんけれども、その中で敷地内禁煙または建物内禁煙とすべき施設として官公署の、官公署ですから役場庁舎等、教育文化施設、医療機関については、全面敷地内、建物内禁煙すべき施設どうたわれてございますので、県からこういうガイドラインが出された以上、町としても当然遵守すべきなんだろうなということでございますので、前言は撤回させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 変更になったので、私もちょっと。JRとかそういった駅の構内にもありますね。それから、この間、要望活動で復興局に行ってきたんですが、長島復興副大臣ですかね、きのうも見えられておりましたが、部屋でばんばん吸っていいからということで、そういうことでやっぱり吸う場所と分煙する立場、庁舎内になくともプレハブとか簡易なものでさつきいいと私は言っていましたつもりなんですが、そういったことでやっぱり設備はすべきだと思いますよ。その辺、ひとつご検討をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それぞれいろいろ施設の区分がございまして、駅とかターミナル、公共交通機関については、敷地内禁煙、建物内禁煙とすることが望ましい施設どうたわれてございますが、庁舎等につきましては、もう禁煙すべき施設とはっきり弾力運用されない状況でございますので、その部分につきましてはひとつご理解をお願いしたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） それでは、次に10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから20ページまでの細部説明を求めます。

三浦委員。

○三浦清人委員 これからきょうから始まって特別委員会、また何日か続くわけですが、先ほどの委員の発言なんですが、その処理の仕方といいますか、委員長は一応この件については収束という言葉を使ったのかなと思いますが、終わったと。そのときに、その後でまた手を挙げた方が何人かいて許可をしたと。そのときに、特別委員会ですからその辺は柔軟性もあるんだろうかと思うんですが、委員長の発言、終わったと、この款については終了したというそういったときの修正といいますか取り消しといいますか、そういったものがなくてもいいのかどうなのか。その辺、事務局長、どういう判断で今までやってきたのか。ちょっと私も

こういう経験がないものですから、一旦終わったということを発した上でのまたさらなる質疑ということだったので、それは終わったという発言の撤回なりをしなくてそのまま続けていいものなのかどうか。それが生かされるのかどうか。その辺のところを今確認していかないと、今後も終わったときにどんどん手を挙げて、前例をつくってしまいましたのでいつでも発言できると。終わった款も。そういうことになってくるので、その辺の見解というかきちんと決めておかないといろいろ支障を来すと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　ただいまの三浦委員の質問に対して、私は一回収束宣言をしました。

しかし、はっきり再開というかその辺をあやふやな点がございましたので、その辺はおわび申し上げます。今後ははっきりとした文言で示しをつけたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○三浦清人委員　一応終わったという判断をしたと思うんですよ。その後、そのまま続けて発言をされたと。すると、終わっても今後またさらにさかのぼって質問ができる状態で今いるんですよ、例をつくってしまったから。だからその辺の今後どういうことになるのかなということですよ。文言がどうの、言葉がどうのこうのではないよ。一旦終わったんですから、この款については、あのときは。その収束の言葉がどうのこうのじやないんだけれども、そのように取り扱い方なんです。こういうもの。そこです。

○委員長（菅原辰雄君）　先ほどそういう収束宣言をしたわけでございます。さらに、その訂正をはっきりしないまま進めたことは大変遺憾に思いますので、今後気をつけますのでよろしくご理解をお願いします。そういうことでご理解をお願いいたしたいと思います。

それでは、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから20ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　まず、10款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額で予算計上させていただいてございます。

11款分担金及び負担金、全体で前年度と比較いたしますと4.1%増の予算計上でございます。内容の主なものについてご説明申し上げますと、まず1目民生費負担金の児童福祉費負担金、保育料負担金2,352万円でございますけれども、新しい保育料の算定方法に基づきまして、階層の平均を1万4,000円の保育料と見込みまして140名で積算、計上いたしました。保育園の保育料につきましても、階層平均を1万2,000円と見込みまして29名分で予算計上いたしてございます。保育入所の保育利用料につきましては、津山の杉の子保育所と迫の錦保育園、この2カ所の保育所に関する保育料を見込んでございます。保育料の計算につきましては、階

層平均の1万4,000円で入所児童8名を見越して計算いたしました。

放課後児童クラブの保護者負担金につきましては、志津川小学校と歌津の中学校の脇に設置してございます放課後児童クラブへの保護者の負担金でございます。

次に、12款使用料及び手数料、予算全体で昨年度と比較いたしますと28.7%の増でございます。

3目の土木使用料のうちの住宅使用料、町営住宅の使用料ですが、2,280万円で計上いたしました。これは、既存の町営住宅、前からある町営住宅を136戸、それと災害公営住宅、完成した部分でございますが、入谷、名足、舟沢の災害公営住宅104戸分の収入、1月当たり平均で190万円を見込まして、1年間分ということで予算計上させていただきました。

20ページの衛生手数料、そのうちの清掃手数料のし尿収集手数料ですけれども、1件当たり平均で9,700円の約2,400台分を見込み計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑に入ります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。2点ほどお伺いいたします。

ページ数が18ページの2項の衛生費負担金、未熟児養育医療負担金とありますけれども、これはどこの医療機関にお願いするのか。未熟児が生まれた場合のことを想定しているのかなと思われますけれども、それが1点と、それからその下の商工費負担金、田東山環境整備業務気仙沼市負担金、気仙沼市さんと共同でいろいろな整備をなさっていますけれども、これは新年度で10万円負担金なんですけれども、今までどのような整備計画をやってきたのか。また、今年度はどのような整備計画がなされているのか。気仙沼市さんとどのような計画をなされているか。少しご説明をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 未熟児養育医療でございますが、これは2,000グラム未満で生まれた未熟児が医師の判断で入院加療等が必要だと認められた場合、その係る医療費を国、県あわせて助成しようとする制度でございまして、ここに計上した7万円につきましては、保護者負担金、自己負担として4名分を見込んだ数値でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 委員ご承知のとおり、田東山、本吉といいますか気仙沼市と

境界を接してございまして、そこの田東山の頂上付近の環境整備ということで広く捉えまして、頂上から通じる南三陸町と気仙沼にそれぞれに道がつながってございますので、それらの環境整備ということで毎年行っております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点につきましては、未熟児が生まれた場合を想定してということで了解いたしました。

それから、田東山の場合、ことし新年度の予定としてはどういう計画が、これからされるんでしようけれども、継続しているようなものがあるのか、新しく考えているのか。その辺、お願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 管理の方法ですね。草刈りでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 本吉側に下がるところにも石碑などがあるんですけれども、その辺とかツツジの肥料ですか、ああいう管理とかはまた別だと思うんですけども、この負担金をやっている限りは気仙沼市さん、早く言えば本吉さんですよね。今気仙沼になりましたけれども、本吉町との境ですから本吉町さんとのいろいろな整備について協議がなされているのか。本吉側とのつながりというものがあるのか。こちら側で歌津だけで整備をしているのか。負担金だけ気仙沼にやって、そういう整合性がとれているのかどうかということです。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 合併以前から旧本吉と旧歌津町の間でお互いの共有地ということで、通じる道をこの予算をいただきながら一括で事業を実施しているということでございます。

それで、お尋ねのツツジの管理などの予算は歳出で出てまいりますが、この予算とはまた別に予算計上させていただいておりますので、歳出でそれはご説明をさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番。住宅使用料の説明があったわけでございますが、それで災害公営住宅、名足、舟沢、入谷と3カ所、既に入居なさっているということでございます、104戸。現在の入居状況というのはどうなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、入居状況でございますけれども、入谷につきましては、

51戸整備をいたしまして今1戸のあきがあるという状況でございます。それから、名足でございます。33戸整備をいたしまして5戸空き家がございます。それから、枡沢については空き家は発生はしておりません。以上でございます。20戸でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 以前はもっと何かあきがあったような感じで聞いておりますけれども、いわゆるどうなんですか。これからも公募というか入居を促していくという形になるんでしょうけれども、どうしてもあき状態が継続的に続くという場合にどういう、今後随時災害公営住宅は完成するわけでございますけれども、そういう可能性が出てくる可能性がございますね。どの辺までいわゆる被災者優先という形で入居させるのか。あるいは、どこかの年数を経た段階でいわゆるフリーというわけにはいかないでしようけれども、何か方策を考えなければならないという段階が来るかと思うんですが、いかがでしよう。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、入居の募集を町の広報、それからホームページ、フェイスブックにそれぞれ載せて募集をしているところでございます。入居は基本的には町内の被災した方を優先ということで、まずもってそれが原則でございます。ただ、国費をいただいている関係上、町外の方も実は入居させなければならないということもありますので、多分具体的のいつまでというとなかなか出てこないんですが、当面の間、町民、それから町外の方も含めて空き家があるということを広報していって、募集をかけたいと思っております。

いずれ県内全域である一定の入居が達成されたという時期が来ますので、その時点で一般の方の入居をするかという判断はしていかなければいけないと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 その国の指針というか運営というか、そういう考え方の方向なんでしょうかね。一定の時期が来ればそういう方向に行ってもいいですよという形になるんですか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 被災の方がそれぞれ再建をされたといいますか、それぞれのついの住みかに移ったということであれば、一般の方に入居されても構わないとそういうたしか表現だと思いました。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。19ページの下から2番目と下から1番目、一番下のやつを聞きたいと思います。

まず、公園使用料なんですけれども、ずっとここは存置科目みたいになっているんですが、現在もし使用させるとした場合に、使える該当する公園があるのかどうか伺いたいと思います。

第2点目は、教育使用料、学校施設の使用料なんですけれども、これは昨年は24万円、おととしは20万円、今回減っているんですけれども、その使用状況というか使われているあれが少ないので。それと同時にどういった形での利用となっているのか。体育館なのか、それとも公社なのか。そういうところについて伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公園でございますけれども、都市公園と言われるものが震災前からございました。現在残っておりますのが、上山公園、それから東山公園の2カ所ということになってございます。

使用料の主な考え方でございますけれども、道路占用料と同じように電柱等が1つ考えられます。それから、多分ないかとは思うんですが、物販等がある場合、公園内で物販等をする場合は使用料をいただく。あとは映画の撮影とかそういうことを想定した部分でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 学校の体育館の使用料なんですけれども、この金額は25年度の実績の80%でございます。定期的に利用している団体は40団体ほどございます。親の会とかあとは定期的に運動している団体、いろいろ種目ありますけれども、そういう団体で利用でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 公園に関してはわかりました。

そこで、学校施設なんですけれども、ほとんど体育館だけなのか。もしくは、ほかの校舎的なものも要望があれば使用できるのか。あとは40団体なんですけれども、主にもう少し詳しくどういった例えればバレー、ボーリーとか卓球とか、どういったやつが主なのかもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 基本的には学校の教育活動に支障がないようにということなので、教室とかそういうのは借りられません。ただ、体育館の中に小ホールとかあるいは武道館等、独立した形の施設であれば使えるということでございます。

あとは利用団体については、いろいろ卓球からフットサルとかサッカーとか、野球とかスポーツ少年団の種目がいろいろありますけれども、それらを網羅したいいろいろな種目の、バレーボールであったりとかそんな感じの種目で利用しております。校庭もありますけれども、校庭は無料ということです。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようすで、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金まで21ページから27ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 13款国庫支出金、14款県支出金につきましては、特定財源でございますので、事業の導入いかんに応じて増額がされたり減額されたりいたしますので、まずもってご理解をお願いしたいと思います。

13款国庫支出金の前年度対254.4%、国庫支出金が相当額、全体ではふえてございます。

内容の主なものについて申し上げますと、まず民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金のうち子どものための教育保育給付費負担金、これは先ほどご説明申し上げた広域入所に係る国庫負担金でございます。杉の子保育所と錦保育園の施設型給付費に係る補助率が国庫2分の1でございます。

3目の災害復旧費国庫負担金、農林水産業施設災害復旧費負担金37億4,300万円ほどでございますが、これは主には漁港施設の災害復旧費の部分がほぼメインでございます。災害復旧をする漁港が10漁港、防潮堤の災害復旧が14漁港分ございます。それぞれ災害復旧費に歳出予算化してございます。

次に、公共土木施設災害復旧費負担金6億8,000万円でございますけれども、これは、中橋、保呂毛橋、竹川原橋、竹下橋、以上4つの橋の災害復旧費に係る国庫負担でございます。

次の公立学校施設災害復旧費負担金につきましては、戸倉小学校の災害復旧費に充てる負担金でございます。今回は、備品購入費に係る負担でございまして、補助率は3分の2でございます。

下段の国庫補助金のうちの総務費国庫補助金、総務管理費補助金の上段でございます地域公共交通確保維持改善事業費補助金2,500万円、これは災害臨時無料バス運行に係る国庫の負担金でございます。2,500万円は定額補助でございます。

22ページをごらんください。

3目の衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金で730万6,000円、浄化槽交付金事業費補助金でございますが、新年度40基分を予定してございます。補助率3分の1でございます。

その下段の土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金9,746万1,000円、社会資本整備総合交付金、社總交の交付金ですけれども、これは寄木線の災害防除工事の財源として受け入れを行います。補助率は、採択率の98%でございます。

続いて、最下段、災害復旧費国庫補助金、厚生労働施設災害復旧費補助金で社会福祉施設と保健衛生施設の国庫補助金2つ計上してございますが、いずれも総合ケアセンターの施設整備に係る補助金でございます。補助率4分の3でございます。

23ページの上欄、その他公共施設公用施設災害復旧費補助金4,320万円、消防防災施設設備の災害復旧費補助金ございます。これは、流出した防災行政無線の子局、全部で43の施設が被災してございますが、既に28局については整備済みでございます。新年度10局の設置を予定してございます。補助率3分の2でございます。そのうち、歌津の皿貝地区、津の宮・合羽沢団地付近、それと西田・細浦団地付近については、全くの新設を考えてございます。

次に、14款の県支出金、前年度と比較いたしますとマイナスの13.2%でございます。

24ページをごらんください。

3目の土木費県負担金の復興土木費負担金4億9,000万円、区画整理事業用地負担金とあります。これは、国道398号と県道清水浜志津川港線の河川堤防と防潮堤分の用地費相当額を県から受け入れる財源でございます。

県補助金の下段ですね。2目民生費補助金のうち、社会福祉費補助金の中の地域支え合い体制づくり助成事業補助金1億6,400万円ほど計上してございます。メニューは盛りだくさんでございます。福祉仮設の住宅生活支援事業、生活機能の健康調査、被災者生活支援センターの運営事業等の財源でございます。

25ページ、上から4行目になりますが、県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金、名称が長いのでございますが、2,130万円ほど計上してございます。これは、入谷ひがし幼稚園が来年度に向けて認可型の保育所に移行するということもございまして、施設整備をする財源として対象事業費を3,200万円と見込んで、3分の2の補助金として計上してございます。

下段の保育所等の複合化多機能化推進事業補助金、1億2,700万円につきましては、戸倉地区の子育て拠点施設、歌津地区の子育て拠点施設に関する補助金でございます。補助率は、

4分の3でございます。

下段に農林水産業費県補助金の東日本大震災農業生産対策交付金4,258万4,000円、これは単年度事業になりますが、堆肥の散布事業として町内沿岸農地に84ヘクタール分予定してございます。

26ページをごらんください。

林業費補助金のうち、森林病害虫等防除事業補助金で135万円計上しておりますが、地上散布で約19ヘクタール予定してございます。箇所が、神割崎、ひころの里、歌津の尾崎と田東山でございます。

水産業費補助金のうちの水産基盤整備事業費補助金3億1,700万円ほどございます。これは、新しい市場の建設に係る財源でございます。

商工費補助金の震災等緊急雇用対応事業補助金1億9,300万円計上しておりますが、これは歳出で後ほどご説明申し上げますが、議案関係参考資料の30ページに対象事業が網羅されてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

その下の事業復興型雇用創出事業補助金1,798万円でございます。当初予算としては、120万円を10名に対する補助、それと年度途中は約60万円ということでその部分も10人でございます。20人に対する補助金として計上させていただきました。

最下段の社会教育費補助金1億2,900万円、国宝重要文化財等保存整備費補助金でございます。これは魚竜化石の整備に関する補助金でございます。補助率は70%でございます。

27ページの下段、教育費委託金の社会教育費委託金292万2,000円、放課後子ども教室推進事業委託金、これは、志津川小学校の施設で戸倉小学校の子供を対象とした事業として行う内容です。補助率は100%でございます。

その下段の復興土木費委託金5,200万円、県道工事委託金でございます。国道398号と県道清水浜志津川港線の盛り土工事に係る委託金でございます。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今、国庫と県からの支出金のご説明をいただきましたけれども、説明いただいた内容は歳入ですので、それが今後どういった事業に充てられるのかというのは歳出でということだとは思うんですけども、ちょっと確認も含めて済みません、国庫支出金、21ページですけれども、その前年度比でちょっともう一度お知らせいただきたいなと思います

のが1点と、それから県支出金の25ページ、3目に衛生費県補助金があります。説明のほう右側に行きますと、みやぎ環境交付金とその下にすぐ再生可能エネルギー導入補助金ということがあります。昨年度の実績とかを考えますと、LED化とか太陽光パネルとかということだろうとは思うんですけども、それに限って財源が手当てされているわけではないのではないかなと思いますので、そこのここで入ってくる歳入をどのように歳出で使用すべきかと考えているのかというその考え方をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　まず、1点目の県補助金の前年度と比較した伸び率でございます。
254.4%の増でございます。2.5倍以上だったという形にならうかと思います。

私の2点目の質問に関する答弁でされない部分は環境対策課長がお答えすると思いますけれども、再生可能エネルギーの導入補助金が3億2,000万円、全体で歳入で見てございます。充当する施設ですが、まず病院と伊里前保育所、戸倉保育所、戸倉小学校、これらの施設の施設整備に関する財源として計上してございます。細部は環境対策課長が答弁します。

○委員長（菅原辰雄君）　環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君）　それでは、3目の衛生費県補助金の部分でみやぎ環境交付金という部分と再生可能エネルギー導入補助金の分でございますけれども、みやぎ環境交付金につきましては315万9,000円、これは県の環境税に係るみやぎ環境交付金事業で行ったものでございまして、昨年度分、10施設のLEDをやった部分について県補助分が入ってくる部分でございます。それから、再生可能エネルギー導入補助金に関しましては、済みません、それが10施設のLEDで、みやぎ環境交付金は、商工団地の街路灯23基設置した分の補助金になってございます。

今年度の事業に関しましては、歳出で詳しく説明させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　その歳出でというのはそうなんでしょうと思うんですけども、何でしょうね。使うあてもないのにお金が入ってくるわけはないので、それはそのとおりだと思うんですけども、制約を受けている性格のものなのかなどうなのかということをちょっとお伺いしたかったのがありますので。

再生可能エネルギー導入補助金に関しては、LED化に3億円使うわけではないんだろうと思いますのでそこを少し。去年とかですと太陽光パネルの設置だろうと思うんですけども、それも歳出でというのであれば歳出まで待ちます。1点よろしいでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 再生可能エネルギーの関係の財源は、まず志津川病院でバイオマスも含めた新しいエネルギーの導入を図ることで、その部分の財源が1億8,000万円ございます。それと、伊里前の保育所、戸倉保育所、戸倉小学校、同様の事業が入ってまいりますので、その部分でも1億3,800万円あるということで、100%補助として見込んでございます。いずれ歳出予算に計上させていただいてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 失礼いたしました。再生可能エネルギー導入補助金の関連で今先ほど総務課長おっしゃったとおりでございまして、今年度再生可能エネルギーは病院で街路灯のLED、それからペレットボイラー、それから太陽光発電蓄電池等を導入する予定でございます。それから、戸倉小学校につきましては、ペレットストーブ、それから太陽光、伊里前保育所、それから戸倉保育所につきましても、同様にペレットストーブと太陽光、それから蓄電池の設備を導入する予定でございます。

みやぎ環境交付金につきましては、今年度志津川中学校を中心としまして志津川小学校、それからほかに歌津中学校の蛍光灯、これを213基、LEDに変更する予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 22ページ、災害復旧費、このところ、1節の厚生労働施設ですか、災害復旧の補助金、これは先ほど説明では寄木線と言いましたが、この場所でいいんですかね。その辺ちょっと済みません、聞き漏らしたような感じなのでお願いします。

それから、25ページの中間の交付金のところなんですが、これは次のページの26ページにも書いてありますが交付金の状況なんですが、昨年ずっとやっておりますが今度3期が終わって4期目に入るということなんですが、そういった動向ですか、それから変化とかありましたら、1つこの辺ちょっとお知らせいただきたいと思いますし、さらに林業補助金2節、これは森林病虫害のいわゆる松くい虫のことだと思いますが、その辺の状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

最後に、社会教育費の補助金の中で、いわゆる国宝の重要文化財の関係でいわゆる化石といいますか、田東魚竜のことの進捗とかそういった状況をお知らせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、道路橋梁費の補助金についてでございます。予算歳入

予定額が9,746万1,000円となっております。

この工事箇所でございますけれども、昨年の7月、町道寄木線、ちょうど漁港に面した部分でございますけれども、大規模な土砂崩れが発生をしたということで、災害の採択要件に該当しないということでございましたので、社総交の災害防除というジャンルがございますのでそこに補助申請をしたということでございます。

歳出を見るとわかるのですが、総事業費が1億5,300万円予定をしております。先ほど総務課長が98%と申し上げたのは、国の査定率が1億5,300万円申請をしたんですが、査定がございまして2%補助金の計算上カットはされて98%、さらにそれに65%の補助ということで計算しますと記載の金額になります。ご採択いただければ、新年度早々から工事の準備を始めたいと思っているところでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 中山間の状況なんですけれども、平成27年度から農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律ということで、これが施行されることに伴いまして法的な根拠を持った制度ということになります。中山間の支払いのほかに多面的機能の支払い交付金、26ページにあるんですけれども、こちらもあわせて対応するような形になっておりまして、町全体で一応20団体が取り組む予定という形になっております。

それから、森林病害虫なんですけれども、神割崎とかそれからリアスの森、先ほど総務課長お話ししたとおり尾崎とか田東山の防除に使用するという形でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 26ページの国宝重要文化財等保存整備費補助金でございます。

これは、館崎の歌津魚竜の算出地、それから歌津魚竜があって、今まで館の漁港の防波堤の外側に説明板とか標柱とかいろいろあったんですけども、震災で全部流出したので、それらを利用しながら防波堤の手前の荷揚場、漁港の岸壁のほうに山沿いに移したと。それは25年度事業でほぼ現状は回復しました。現状復旧しました。

それで、地盤沈下したので、海岸沿いは今まで歌津魚竜化石の露頭に行けたんですけども、それが行けなくなったので、27年度事業では山越えをしてそして露頭に行くようことで、避難階段、そして上のほうには避難広場、そしてまた避難階段を下ってその露頭に行くと。そして、観察するデッキをつくるということで、あるいは観察橋ですかね。上のほうから橋をかけて眺めるようなそんな形の整備を検討委員会でしていただいて、27年度は1億8,000万円ほどかけてそういう形の事業を実施する予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 寄木線の改修工事ということなので、大分仮設で緊急にやってもらつたんですが、やっぱり本設しないとうまくないということで今回こういうふうに事業を組んでもらうようになったので、これは早急にやっていただきて地元の方々の生活に支障のないようには、またスクールバス等の運行に支障のないような姿でぜひこれを実施して完成させていただきたいなと思ったところでございます。

ただ、その時期とか、もしやった場合、本設工事がいつごろ完成するのか、その辺ちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、中山間なんですが、これは今参事からいろいろ説明ありました。ただ、今回新しく歌津地区といいますか、そういった新規に集落協定する団体があるのかどうか。さつき20団体ですか、お話ありましたが、そういった増減についてあれば。それから、多面的機能といったことで、単独にこういったことだけを利用する団体、集落があるのかどうか。その辺もお知らせいただきたいと思います。

それから、最後の館崎の魚竜館の施設につきまして、お金もかなりかかっているようですので、それだけに十分な観察、あるいは保存の方法が確立していると思います。また、観光客に対しても避難道の整備等もやっているようなので、これは随分いい施設になるのではないかと期待しているわけでございますが、これらの利用というか供用はいつごろに最終的になるのか。その辺もちょっとお知らせいただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線の工事でございますけれども、用地買収が必要だということで現在用地測量をしている段階でございます。4月早々にその辺の所有者の方と具体的な買収に向けたお話し合いをさせていただきて、目標的には6月以降の発注かなと考えています。工期的には、多分年内中は必要だなと考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 魚竜のほうの整備ですけれども、27年度事業なので、3月で繰越明許をいただいたので設計はすぐスタートして、27年度中に事業は完了したいなと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 多面的機能のほうなんですけれども、多面的な取り組みが3地区、それから圃場整備地区で4地区、中山間で12、それから新規が1、

はつきりわからないんですけども、一応20集落地区を予定しているということでございま
す。

○委員長（菅原辰雄君）　山内昇一委員。

○山内昇一委員　工事、今課長からるる説明ありました。私はまだ現場を見ていないので、そ
の後は行っていませんのでわかりませんが、地域的にはあそこしか迂回路というとかなり遠
くなるといったことで、やっぱり早急な工事が必要だと私は思っていました。そういった中
で、今回災害でもなかつたようなので急に落盤したといいますか、そういったことで早速や
ってもらったことで本当に大変よかったです、今後のまた崩れたり崩壊というか
そういった危険性については、そのときになってみないとわからないというのは当然なんで
すが、地形的にどうなんですかね。やっぱりそういう地層なんですかね。その辺、もしわか
りましたら。あの辺、何か引き続き向こうの海岸のほうも何か崩れたと前にお話があつたよ
うなので、その辺お話しitただきたいと思います。

あとは中山間ですね。中山間は今説明ありました。内容は3地区ということで新規にやる
方が1地区とそういった予想だというお話です。単独でやるというのは私のほうでも取り組
んでいますが、やっぱり初めてやるところはなかなか事務が煩雑で、確かに本当に大変いい
制度なんですが、その分事務関係が非常に難しい。あるいは、大変多忙なやつですね。それ
で、町の担当も大変だと思いますが、るるこういった内容については、もっと農家の人们にも
っと易しく簡単にできるような方法を今後もご指導いただければと思いますので、よろしく
お願ひしたいと思います。特に新規の方は大変でしょうから、その辺ひとつご指導を徹底し
ていただきたいなと思います。

それから、館崎の魚竜館につきましては、待ち焦がれた施設ですのでぜひ早目にやってい
ただきたいと。完成を待ち焦がれている人もおりますので、ひとつよろしくその辺計画どお
り実施していただきたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　現地を調査した結果、ちょっと深い部分に垂直に亀裂といいます
か、滑り面があるといいますか、そこから崩壊をするおそれがある箇所が見つかっております。
そのため、今回1億5,000万円という現場から見れば多額の費用がかかるという状況で
ございます。

対策としては2つの方法があるかと思うんですが、不安定な部分を全て取り去る方法とあ
とは人工的にそれを押さえつける方法があるかと思っています。実際全て撤去するとなりま

すと、1万5,000から6,000立米の岩掘削が入ると。当然その間は全て通行止めという措置をとらざるを得ないと考えておりますので、現在の応急工事で不安定な土砂を一応取り除いてはいますが、さらに現場を確認してのり面を成形した後に、アンカーを打ち込んで強固な地盤と一体化をさせるという工法で、交通止めの期間をなるべく短縮した形でやっていきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 今回補正化されたもので、さまざまな細かい点までいろいろ記入例とか出されておりますが、できるだけ農家の負担にならないような形で検討したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番。21ページ、それから22ページでございますが、総務課長特に説明しなかったんですが、社会保障税番号制度システム整備費補助金というのがございます。それから、22ページには関連性があるのかどうかわかりませんが、通知カード個人番号カード関連事務費補助金というこれは歳出で出てくるんですか。歳出で説明があるとすれば詳しい説明は要りませんけれども、もし。個人カードは何か歳出で出てきますけれども、21ページの社会保障税番号制度といわゆるこれから制度なんでしょうけれども、その辺がもし説明として出てこないのであれば、その辺の説明をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私から。お見込みのとおりマイナンバーに關係する補助金ということでございまして、戸籍住民基本台帳費の補助金ということで通知カード個人番号カードの関連事務費の補助金ということで、これは歳出におきましても同額を計上しております、10分の10の補助金で、27年度の10月に個人番号を附番して通知カードを作成する業務、それから28年の1月からは個人番号のカードの製造等が出てきておりまして、それに係る経費を補助金として受けて歳出で同額、委託先の地方公共団体情報システム機構へ委託するということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 歳出で出てくるんですね。町民税務課長、その際にもう一回詳しく説明していただきます。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 26ページの森林病害虫ということで、これも歳出に出てくると思うんですけど

れども、説明を聞きますと何か3カ所ぐらいの場所だと。これは松くいの関係だと思うんですけれども、そこでひころの里もこの対象になっていると思うので、さっきひころの里ということが出てきましたので。そのひころの里の松くいなんですが、多分松くいになった松のみを伐倒駆除といいますか予定するんだろうと。その以外にも感染といいますか病気が出てくる可能性のあるものについては、伐倒する本数には入らないのかどうか。

地元の方々はどうせ枯れるんだと、だからまたこの場所に行って伐倒するまでの期間なにというと時間もかかるだろうから、さらなるどうせ伐倒するのであればこの機会にやってもらえないのかなと。といいますのは、何か桜の苗木を植樹しているような、その松が植えてある下に、下というかそばなんでしょうが、植えていると。松のためになかなか成長しにくいくんだと。であれば、どうせ松くいにやられるんだからその桜の木を守る意味でも、そういうかかる前でも切ったほうがいいんだという話があるわけですね。その辺のところをどう考えるのかですね。あくまでもかかったと、松くい虫にやられたというものだけを切る。これは補助金ですからね。かかりもしないのに補助金くれといったって、これはなかなか難しい面もあるんでしょうが、やっぱり地元の方々は、どうせ切るのであれば、桜を植えてあるのでそれを守るためにも切ったほうがいいんだというご意見があるんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） こちらの歳入で見ておりますのは補助金のほうなんですけれども、地上防除ということで予防の、地上散布ですので予防剤をまくという補助にしか使えないものです。切るほうにつきましては、歳出のほうで詳しく説明しますけれども別途予算を組んでおりますので、この歳入の分については防除する予算ということでご理解いただきたいと思うんですけれども。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑を終わります。

次に、第15款財産収入から20款町債まで、28ページから35ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 28ページをごらんください。

15款の財産収入です。全体で前年度と比較いたしますとマイナス24.7%でございます。

29ページの上欄、財産売払収入のうち生産物売払収入でさけ稚魚の売払代金でございます。

472万5,000円、300万尾の売り払い、1尾当たり1.575円で積算してございます。1.575円の300万尾でございます。

その下、土地売払収入、町有地売払収入で7,656万円ほどです。これは、防災集団移転促進事業で町有地の売り払いを行ってございますので、その部分を見越してございます。28区画分を計上してございます。

樹木売払収入うち素材生産売払収入2,666万円、歌津の上沢地区の収入間伐を予定してございます。面積は21ヘクタールでございます。

16款の寄附金、これは非常に伸び率が高くて1万2,395.04%、123倍になっているという状況でございます。その原因は、災害復旧費寄附金で厚生労働施設災害復旧費寄附金、台湾紅十字寄附金、台湾の赤十字施設から総合ケアセンターの建設と備品購入に係る財源として寄附金を頂戴する予定で、6億2,000万円計上させていただきました。その関係で大きな伸びとなつてございます。

17款の繰入金でございます。30ページをごらんください。

全体では繰入金を29.7%の増となってございます。各種事業に充てるために9つの基金から繰り入れを行つてございます。特にふるさとまちづくり基金、これはふるさと納税の収入でございますけれども、今回9つの事業に充当してございます。充当後の現在高見込みでは6,500万円残る見込みです。

人材育成基金の繰入金240万円ですが、看護・介護学生等の修学資金の貸付金の財源でございます。

震災復興基金の繰入金、震災復興基金として寄附金を頂戴いたしておりますが、その事業の財源として充当いたします。現在高見込みとしては、12億6,000万円繰り入れ後、残る見込みでございます。

復興交付金基金からの繰り入れ、今回は33事業を当初予算で見越してございます。268億円になりますけれども、その繰り入れ後の現在高見込みが181億円になる見込みでございます。

地域復興基金の4億9,000万円は、26の事業に充当してございます。繰り入れ後の現在高見込みは13億3,000万円になる見込みです。

最下段の財政調整基金、財調でございますが、1億円の繰り入れを見込んで、繰り入れ後の現在高見込みが60億円残る予定でございます。

18款の繰越金につきましては、前年度と同額でございます。

19款諸収入、全体で23.9%増額でございます。

一番下段の貸付金元利収入のうち民生費貸付収入、災害援護資金貸付金元利収入、60名分の元利収入を見込んでございます。

32ページをごらんください。

4項雑入のうち学校給食費の雑入、現年度保護者負担金でございます。小学校については607名、1食当たり280円で積算してございます。中学校は329人、1食330円でございます。

33ページの下段で、農林水産業費雑入で二酸化炭素吸收量売扱収入1,080万円計上してございます。CO₂、1トン当たり1万円の1,000トン、本年度売り払いを見込んで、それに消費税を掛けて1,080万円といたしてございます。

商工費の雑入で中小企業基盤整備機構仮設施設撤去費助成金7,000万円計上してございます。これが諸収入の増加要因になってございますけれども、旭ヶ浦にある仮設施設の撤去、それと伊里前の仮設施設の撤去、これら2つの施設の撤去費で7,000万円見込んでございます。

34ページをごらんください。

20款の町債収入は、全体で昨年度と比較して47.1%増加してございます。起債の内容につきましては、第3表でご説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、15款財産収入から20款の町債までの質疑に入ります。質疑ありませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点だけ。28ページの財産収入で配当金というのが出てきます。株式ということですが、前年度比で3割ぐらい上がっているかなと思いますので、これは株式が3割ぐらい上がっているのかなということでいいのかどうかですね。ちょっと担当の見解を伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 株式の件なので、私からご説明を申し上げます。

今後藤委員申し上げたとおり株価が上がっているということで予算計上をしているということで、この予算計上につきましては、26年度の決算ベースで計上しているという状況になっております。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 32ページ、諸収入の雑入でございますが、下段の最後の欄に東京電力損害賠償金、存置科目で1,000円とございます。これは何を想定しての計上なのか。その辺、お知らせ

ください。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 東京電力の賠償金なんですけれども、今24年度分まで交渉しております。今年度分、今現在東京電力と話をしているところなんですけれども、それが認められるかどうかちょっとわからない状況なものですから、項目だけを出しておくということで計上してございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 その対象はどういうものを想定しておるのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これまでですと、給食で使う食材を碎くミキサーであるとか、あるいは放射能を測定するような機器のメンテナンスとかそういったものを……、収入ですね。想定しているのが幾つかあるんですけれども、牧草地に保管してある牧草であるとか、あとはうちのほうで保管しております焼却灰の保管施設、それから灰を包むトンパックですかそういったものをもうろろ想定してございます。

それから、線量計の毎年更新をしなくてはいけないということで、そういったことの料金も考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうすると、町で保存、保管している牧草、あるいは焼却灰、そういうものに対する補償と。現在これは請求しているんですか、東京電力には。そうなんですか。結果によっては補償されないかもしれませんと。したがって、存置科目だということです。了解しました。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 私もこの東京電力の賠償の関係なんですけれども、漁業関係で風評被害で去年、おととしですかね、請求していただいたと。それが、今そういった市場関係で放射能の検出がないということで賠償はなくなったのかなど。存置1,000円でありますので、そういったことも今後出てくることはないのかどうか。風評被害ですよ。これまで水産業に関しまして、風評被害による賠償額というのがどれぐらいになっているのか。そして、今後の見通しといいますか見込みはどうなるのか。担当課、準備よろしいですか。1週間ほど前に通告しておつたつもりですけれども。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 事前にということで、いろいろ農協、漁協などからの状況を少し調べたところでお話をさせていただきたいと思います。

風評被害という表現なんですが、風評というよりは、損害賠償とあわせて資金をそれぞれ産業団体や生産組合を通じてお支払いいただいている状況のようございまして、まず総額的に見ますと農産物が5億数千万円、水産物で4億数千万円、あわせて10億円ぐらいの補償額といいますか賠償額として支払われているようでございます。ごめんなさい。もう少しバランスが、農業のほうが多い多かったようです。失礼しました。6億円と4億円ぐらいのバランスになっているようです。農産物が6億円。

農産物関係が多いのは、やはり草地の関係の広大な面積の農地の改善というところに非常に予算がかかっているという状況なものですから、それが大きい。それから、畜産物などの補償ですね。そういうところでの農産物関係が非常に多いようでございます。

一方、水産物関係では、やはり風評という部分がありまして、販売したものの通常価格、過去5年間の中の平均値との比較をして、その価格差、価格が安くなっている部分の補償という形での支払いがされている状況でございまして、それは今後も継続的に補償していくという制度で今運用されている状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 多分ことしもあるんだろうと。だから、これはどうなんですか。そういうときの風評被害というのは、この賠償金という科目ではないということか。どういう見込みで立てるのか。ここに1,000円しかなっていないんですから、来年度はどれくらいに大体なる見込みなのか。この6億円と4億円というのは、23年、24年、25年、26年、4年間、そういう見方だと思うんですけども、徐々に薄れていくのかなという感じはするんですが、ただ水産物の場合の単価、通常過去5年間の単価とそのときの単価の差というのが補償ということになってるんでしょうけれども、なかなかこれは難しいんですよね。単価というのは時の相場といいますか流れがありまして、それは東京電力さんで多目に見てもらえばこれは何よりなんですね。その辺の見通しなど、そして今後どれくらいの見通しがあるのか。その辺です。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 予算と絡めてなんですけれども、私が申し上げた部分というのは、町のこの一般会計を通しての補償ではございませんで、それぞれの産業団体から資料を上げて東電から直接の補償をいただいている状況でございまして、今後の見通しなどはそれのやはり生産活動を展開しながら見えてくるものだと思いますが、具体的にはちょっと把握

はしかねる状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員、よろしいですか。

ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。32ページ、雑入に関して1点だけ伺いたいと思います。

市町村振興宝くじ市町村交付金390万円ありますけれども、昨年度は400万円、その前は380万円でしたっけ、これの使い道というか、以前ですとよく公用車に入って購入したような使い道があったみたいですけれども、今現在どういった形に使われているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） これはオータムジャンボの収益金を各市町に人口割と均等割だったと思うんですけれども、交付されます。

当然宝くじの売り上げに応じた内容でございますので、昨今の動向でちょっと売り上げが少し下回っているということもあるって、少しきつめに予算は計上させていただきました。

その使途は、たしか観光振興とかあとは経済対策に役立つような財源に充当した経緯がございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、昨年度の資料等、後ほど委員全員にお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 済みません。1つ、2つちょっと今気づきましたので、お願ひしたいと思います。

この33ページの応急仮設住宅の共同施設の維持管理等補助金、これは高額に載せてあります
が、具体的にはどういったものに使われて今現状はどうなのか。その辺ちょっとお尋ねします。

それから、もう一つ、4番の農林水産業、雑入のところです。二酸化炭素の吸収量の売扱收入ですかね。先ほど1,000トン売り払っているということで明記されていますが、その辺のちょっとご説明をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 応急仮設の件について、私からお答えをしたいと思います。

各応急仮設については、まずもって集会所がございます。それから、浄化槽、それから受水槽がございます。これらの維持管理に関する全てのものを町が負担しているという状況でございますので、それに対する県からの補助金という内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 二酸化炭素の売り払いの今年度の状況なんですがけれども、N T T ドコモさん、それからフロンティアジャパンさん、大口です。それから、あとほかに2社小口でありまして、計4社から27年度同額の購入をいただいております。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 これは仮設住宅の施設内容ですから、集会所とかそういった大切なものはもちろん維持管理しなくてはならないんですが、本体のいわゆる住宅の建物の土台とかそういったことは、ほかでは指摘されているところがあるんですが、大丈夫なんですかね。床の状況とか建物のひずみといいますか、そういった内容的なものはどうなのか。その辺の補助というか整備はないのかどうか。その辺なればいいんですが、まだまだ続くと思いますのでしっかりと建物の整備も整えておかなければならぬと思うので、その辺をお願いします。

あとは二酸化炭素の吸収量の売り払い、これは大口含めて4社ということですね。これは、確かに本当にいい制度で、相手がなければもちろんこれは成り立たないわけですが、吸収源ということで本町の南三陸材の販売とともにこれは本当にブランドとして売り込んで、そしてPRして、他のメーカーにもおすすめできるようにすればいいなと思いますので、その辺、今後の見通しはどうですか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 応急仮設住宅の土台の件だとは思うんですけども、県でサンプリング調査を実施しております。その結果を申し上げますと、それほどひどくはないですが、いずれ手当が必要だという状況だと聞いております。

それで、ご存じのように応急仮設住宅そのものの所有者は県でございますので、もしういう工事をするのであれば、そこは県で直接やっていただくような形になるかと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 年間の大体販売できる額が4,000トンぐらいあるんですけども、まだ余裕がありますので今後PRに努めていきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 仮設住宅のことにつきましては、なかなか皆さん、口に出して言えない方もおられますし、いろいろそこになれ親しんしまうと、なかなかどこが悪いか具体的にわから

なくなってしまうような感じで、できるだけパトロールのようなものを実施して、快適さとはいいませんが、悪いところは直すと、整備すると。先ほど言った大口の共同で使うような集会所とかそういうものはもちろんですが、そういうことにも目を配る必要があるのでないかなと。まだ続くんですからその辺お願いしたいと思いますし、さらに二酸化炭素についてはまだ余裕があると参事おっしゃってるので、ぜひこの辺ももっと進めて対策をとっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で、歳入に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会をすることとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時5分 閉会